
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

追加型投信／内外／資産複合／インデックス型 ※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書） 2026 年 10 月 31 日

※本書は金融商品取引法第 13 条の規定に基づく目論見書です。

ブラックロック・ジャパン株式会社

1. ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を 2026 年 10 月 30 日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月 31 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 橋本 幸子
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド

（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当初元本は、１口当たり１円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

（４）【発行（売出）価格】

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の 9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（５）【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

（販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。）

なお、購入時手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています（以下同じ。）。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の２つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

（６）【申込単位】

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の２つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年10月31日から2027年４月30日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

（９）【払込期日】

ファンドの投資者は、販売会社が定める日までに購入代金（購入受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じた金額に、購入時手数料を加算した金額をいいます。）を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各購入受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

① 購入代金の利息

購入代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。）は、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券市場を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目的として運用を行います。
- ② 当ファンドは、追加型証券投資信託であり、追加型投信／内外／資産複合／インデックス型に属しています。下記は、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」に基づき当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合	インデックス型 特 殊 型

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券（資産複合（債券・株式・不動産投信）資産配分変更型）) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし	日経225 TOPIX その他*

*複合インデックス

<各分類および区分の定義>

I. 商品分類

単位型投信・追加型投信の区分	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
投資対象地域による区分	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資対象資産による区分	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）等の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

II. 属性区分

投資対象資産による属性区分	その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式・不動産投信）資産配分変更型））	目論見書または投資信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいう。ただし、当ファンドは、投資信託証券を通じて主として債券・株式・不動産投信に投資する。また、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。
決算頻度による属性区分	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
投資対象地域による属性区分	グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
投資形態による属性区分	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジによる属性区分	為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。なお、「為替ヘッジ」とは、対円での為替リスクに対するヘッジの有無をいう。
対象インデックス	その他	日経225およびTOPIXに当てはまらない全てのものをいう。

上記は、一般社団法人資産運用業協会の定義を基に委託会社が作成したものを含みます。なお、上記以外の商品分類・属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

- ③ 信託金の限度額は、1兆円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

※当ファンドの運用戦略に適した運用規模・運用効率を勘案し、市場環境や資金流入の動向に応じて信託金の限度額を下回る段階で購入申込の受付を停止する場合があります。

④ ファンドの特色

1

国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券(以下「リート」といいます。)を主な投資対象とします。

親投資信託およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券(以下「投資対象ファンド」といいます。)を通じて投資を行います。

※ 投資対象ファンドについては、後述の追加的記載事項「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。

2

各投資対象資産を代表する指数(以下「対象指数」といいます。)で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目指します。

複合インデックスは、対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への資産配分比率(以下「基本投資割合」といいます。)を乗じて算出されます。

投資対象資産	対象指数	基本投資割合
国内債券	NOMURA-BPI総合	15.0%
国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	27.0%
先進国債券	FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)	13.0%
先進国株式	MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)	29.0%
新興国株式	MSCIエマージング・マーケットズ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)	8.0%
先進国リート	S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)	8.0%

※ 上記基本投資割合については、2026年7月末現在のものであり、定期的な見直しにより変更となります。

※ 各対象指数については、後述の追加的記載事項をご覧ください。

■基本投資割合は、各投資対象資産についてブラックロックが推計する長期的に期待される収益率およびリスク等をもとに最適化を行い、想定変動リスク*の水準があらかじめ定めた目標値程度となるように決定されます。基本投資割合は、原則として毎年見直されます。

* 変動リスクとは、価格変動の幅の程度を意味します。当ファンドの収益率とは異なります。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4

投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に委託します。

投資対象ファンドの概要

形態	ファンド名	主な投資対象	運用方針	委託会社または運用会社
親投資信託	国内債券インデックス・マザーファンド	日本の公社債	円建ての債券市場を代表する指数(NOMURA-BPI総合)に連動する運用成果を目指します。	ブラックロック・ジャパン株式会社
	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の公社債	日本を除く先進国の国債市場を代表する指数(FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース))に連動する運用成果を目指します。	
	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の株式	日本を除く先進国の株式市場を代表する指数(MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て))に連動する運用成果を目指します。	
	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本を除く先進国の不動産投資信託証券	日本を除く先進国の不動産投資信託証券(リート)市場を代表する指数(S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース))に連動する運用成果を目指します。	
上場投資信託証券	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本の株式	TOPIX(配当込み)の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。	ブラックロック・ジャパン株式会社
	iシェアーズ MSCI コクサイ ETF	日本を除く先進国の株式	日本を除く先進国の株式で構成される指数であるMSCIコクサイ指数と同等の投資成果をあげること为目标としています。	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	新興国の株式	新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数と同等の投資成果をあげること为目标としています。	
	iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF	新興国の株式	新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数と同等の投資成果をあげること为目标としています。	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

※上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、変更することがあります。

※投資対象ファンドのベンチマークは本書作成時現在のものであり、将来変更となる場合があります。

各対象指数の著作権等について

■ NOMURA-BPI 総合

NOMURA-BPI総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

■ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

■ FTSE世界国債インデックス(除く日本)

FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■ MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット指数

MSCIコクサイ指数は、日本を除く世界の主要先進国の株式を、またMSCIエマージング・マーケット指数は、新興国の株式を対象とする株価指数であり、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

■ S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み)

S&P先進国REIT指数は、先進国の不動産投資信託を対象とする指数であり、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス社(以下、同社)が開発、計算した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、同社に帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

ブラックロックについて

- グループ本社をニューヨークに置き、世界40ヵ国以上に配置された社員数は約24,400名に上り、資産運用関連の幅広いビジネスを展開しています。
- 運用プロフェッショナル4,200名超を配置しており、さまざまな資産、国・地域のスペシャリストの知見が運用に活かされます。

※2026年3月末現在

運用資産残高

第1位
1,815兆円

高いリスク管理能力と幅広く優れた運用能力により、運用資産残高世界第1位の資産運用会社となっています。

世界の運用機関資産残高ランキング

	運用機関名	運用資産残高
1	ブラックロック	約1,815兆円
2	バンガードグループ	約1,588兆円
3	フィデリティ・インベストメンツ	約868兆円
4	ステートストリートインベストメントマネジメント	約741兆円
5	J.P.モルガン・チェース	約636兆円

出所:Pensions & Investments "The world's largest 500 asset managers - A Thinking Ahead Institute and Pensions & Investments joint study-" as of Dec. 31, 2024 ブラックロック 資産残高円換算レート:1ドル=157.160円(WMロイター、2024年12月末時点)

上場投資信託(ETF)
シェア&銘柄数

第1位
28%

世界の全上場投資商品約3,681兆円のうち約1,015兆円(28%)、16,124本のうち1,272本をブラックロックのiシェアーズETFが占め、シェアは世界第1位です。

iShares
by BlackRock

全ETFの業界シェア



出所:ブラックロック(2026年6月末現在、円換算レート:WMロイター 1ドル=162.53円)

インデックス運用の先駆け

第1号
1971年
運用開始

1971年に最初のインデックス運用を手がけたことに始まり、テクノロジーを活用した先進的な運用手法を積極的に取り入れています。



ブラックロック本社が入居するビル
(ニューヨーク市)

ブラックロック マルチアセット運用部による運用

- 当ファンドの運用は、米国および世界各国において、さまざまな投資対象を活用した長期的な分散投資に豊富な経験を有するブラックロックのマルチアセット運用部が担当します。
- ブラックロックのマルチアセット運用は、世界のさまざまな投資対象の投資機会を見極め、運用環境の変化に対応した資産配分を行うことにより、より良い投資成果をあげることを目指します。

**35年超の
マルチアセット運用経験^(注)**

ブラックロックは、各種の投資信託として、また、さまざまな運用ニーズにカスタマイズした運用として、35年超にわたりマルチアセット運用を提供してきた実績を持ちます。

**精緻な
資産配分決定モデル**

各国・各地域の運用環境の分析に基づき、投資対象とする各資産について長期に期待される収益率と推定されるリスク等に応じて長期的な分散投資を目指す最適な資産配分を決定します。

**477兆円以上の
運用資産残高^(注)**

ブラックロックのマルチアセット運用は、600名超の運用プロフェッショナルがこれを担っており、運用資産残高は合計で2兆9,337億米ドル(約477兆円)に上ります。

(注)出所:ブラックロック(2026年6月末現在、円換算レート:WMロイター 1ドル=162.53円)

ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドで採用されている資産配分決定モデル

ロング・ホライズン・モデル

各資産について、それぞれ10年程度の長期に期待される収益率や推定されるリスク(標準偏差)および各資産間の相関等を考慮のうえで、目標とするリスク水準に対して、最も高いリターンが期待できる資産配分を策定するブラックロック独自のモデルです。



調査・分析



ポートフォリオ構築



資産配分の見直し

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を活用

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を活用して 世界の債券、株式、リートに分散投資

インデックス運用(インデックス・ファンド)とは

インデックス運用とは、投資信託などの運用の手法のひとつで、運用の目標とするベンチマーク(日経平均株価やTOPIXなどの指標)の値動きに連動する運用成果を目指す運用手法のことをいいます。一方、ベンチマーク(指標)の値動きを上回る運用成果を目指す運用手法のことを「アクティブ運用」といいます。インデックス・ファンドに投資をすることで、少ない金額の投資であっても、特定の市場全体(指数を構成する銘柄全て)に投資することと同様の効果が期待されます。

ETF(イー・ティー・エフ)とは

英語のExchange Traded Fundsの頭文字をとったもので、日本語では「上場投資信託証券」のことをいいます。上場投資信託証券(ETF)は特定の市場のインデックス(指数)等の値動きに連動するように設計され運用される投資信託ですが、世界各国の取引所に上場し取引をされていることが、日本国内の店頭等で募集されている投資信託とは異なる点です。上場投資信託証券(ETF)はその市場の取引時間中は価格が動いており、取引時間中に売買できる流動性が高い金融商品です。

ブラックロックの
上場投資信託ブランド
iシェアーズETF

iShares
by BlackRock

■ ブラックロックは「iシェアーズ(iShares)」ブランドのETF(上場投資信託)を世界で提供しています。

- 純資産残高: 6兆2,454億ドル(業界首位)
- 銘柄数: 1,272本(業界首位)
- 国内上場銘柄数: 56本
(2026年6月末現在)

インデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)活用の効果



高度な
分散投資



容易な
資産配分の変更

上記はインデックス・ファンド、上場投資信託証券(ETF)を通じて世界のさまざまな資産に投資を行う場合の一般的な特長を示したものであり、個別のインデックス・ファンドやETFに当てはまらない場合もあります。また投資環境によっては、上記のような投資が行えない場合もあります。

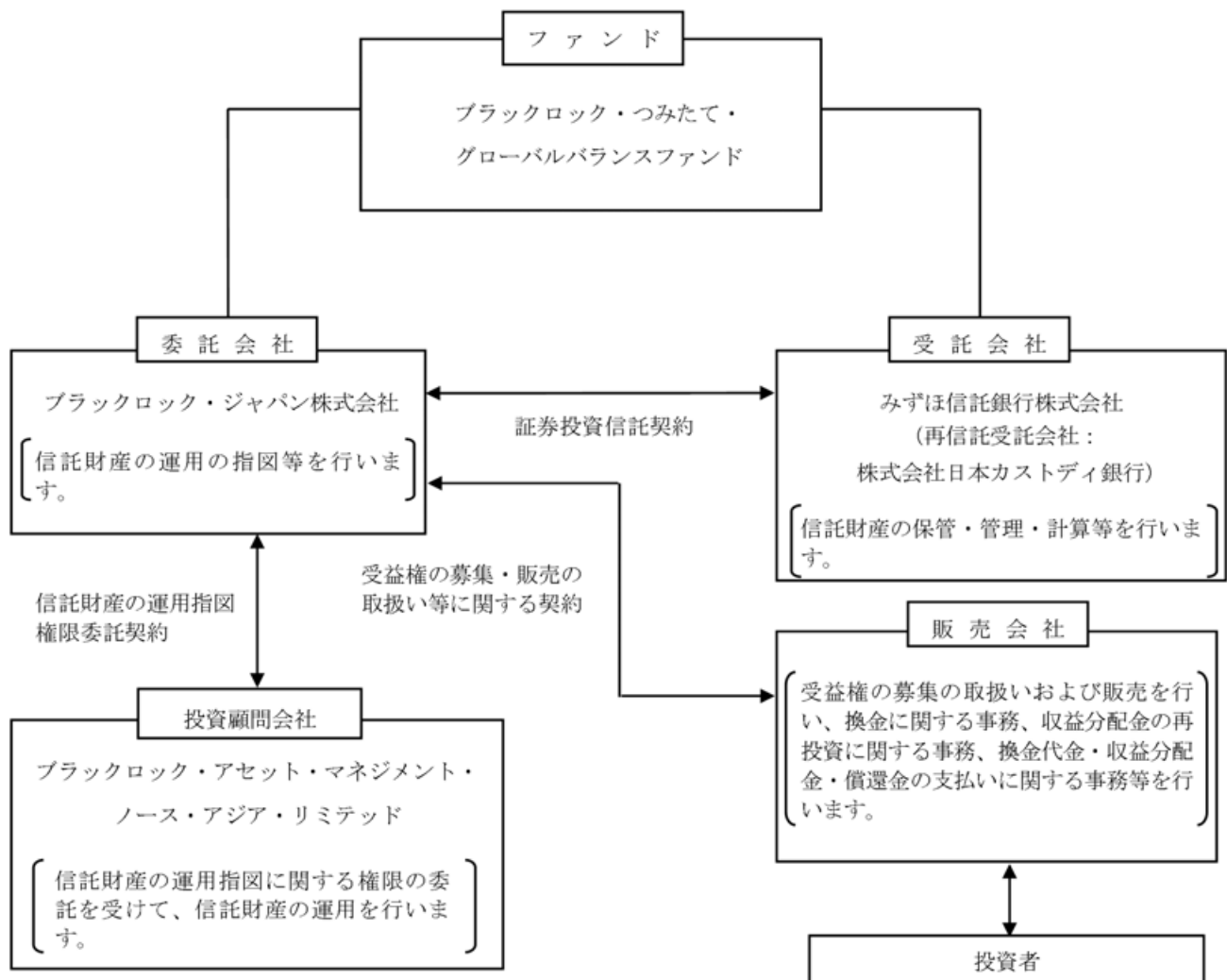
(2) 【ファンドの沿革】

2018年1月10日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



< 契約等の概要 >

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、投資者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

委託会社が販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、換金事務、投資者に対する収益分配金および換金代金の支払い、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



<委託会社の概況>

2026年7月末現在の委託会社の概況は、以下のとおりです。

a. 資本金 3,120百万円

b. 沿革

1985年1月	メリルリンチ投資顧問株式会社 (後のメリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社) 設立 1987年3月 証券投資顧問業者として登録 1987年6月 投資一任業務認可を取得 1997年12月 投資信託委託業務免許を取得
1988年3月	パークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社 (後のパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社) 設立 1988年6月 証券投資顧問業者として登録 1989年1月 投資一任業務認可を取得 1998年3月 投資信託委託業務免許を取得
1999年4月	野村ブラックロック・アセット・マネジメント株式会社 (後のブラックロック・ジャパン株式会社) 設立 1999年6月 証券投資顧問業者として登録 1999年8月 投資一任業務認可を取得
2006年10月	メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」
2009年12月	パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を存続会社として、 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 新会社商号:「ブラックロック・ジャパン株式会社」

c. 大株主の状況

株主名	住所	所有 株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	15,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 投資対象ファンドへの投資を通じて、別に定める国内外の債券市場、株式市場ならびに海外の不動産投資信託証券（以下「リート」といいます。）市場を代表する指数（以下「対象指数」といいます。）で構成される複合インデックス（以下「複合インデックス」といいます。）に連動する投資成果を目指します。
- ② 国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国株式、先進国リートの6つの資産に投資します。
- ③ 投資信託証券への投資は、別に定める投資対象ファンドの受益証券の中から委託会社の判断により決定します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 投資対象ファンドにおいては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。
- ⑥ ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

当ファンドは、業種構成比、銘柄別構成比等のポートフォリオ特性を限りなくベンチマークに近づけるようにポートフォリオを構築することにより、ベンチマークとの高い連動性を目指します。

※ 委託会社は、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行いまたは行うことがある場合、投資者の利益を害しないことを確保するため、売買執行管理規程等の社内規程により管理します。

<複合インデックスについて>

対象指数のリターンに、委託会社が定める各資産への基本投資割合を掛け合わせた複合インデックスを当ファンドのベンチマークとします。基本投資割合は、投資対象とする各資産の長期の期待収益率およびリスク等に応じて定期的に見直されます。その際、複合インデックスの変動リスクの水準をあらかじめ定めた目標値程度となるように基本投資割合を決定します。なお、当該目標値は、年率12%程度*です。

対象指数
NOMURA-BPI総合
東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
FTSE世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース）
MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）
MSCIエマージング・マーケット指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て）
S & P先進国REIT指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース）

* 上記の数値は目標値であり、必ずしも目標値が達成されることを保証するものではありません。

<投資対象ファンド>

(親投資信託)

- ・ 国内債券インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国債券インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国株式インデックス・マザーファンド
- ・ 先進国リート・インデックス・マザーファンド

(上場投資信託証券)

- ・ iシェアーズ・コア TOPIX ETF
- ・ iシェアーズ MSCI コクサイ ETF
- ・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケットETF
- ・ iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

※ 上記の投資対象ファンドは、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、委託会社の判断により適宜、追加、除外または変更等の見直しを行うことがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
- c. 金銭債権（a. およびb. に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a. 国債証券
- b. 地方債証券
- c. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- d. 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に関する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- e. コマーシャル・ペーパー
- f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- g. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a. からc. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

③ 投資対象とする金融商品

ファンドの設定、換金、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

投資対象ファンドの概要

a. 国内債券インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ① 円建ての債券市場を代表する指数（NOMURA-BPI総合）に連動する運用成果を目指します。指数の選定および変更に当たっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案して委託会社が決定します。 ② 効率的な運用を目的として、公社債を主要投資対象とする上場投資信託証券（ETF）への投資を行う場合があります。 ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年9月12日
信託期間	無期限
主な投資対象	円建ての債券等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
管理報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（8月2日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

b. 先進国債券インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	<p>① 日本を除く先進国の国債市場を代表する指数（F T S E 世界国債インデックス（除く日本、国内投信用円ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。</p> <p>② 効率的な運用を目的として、国債を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行う場合があります。</p> <p>③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、債券の実質投資比率（組入現物債券の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p>
設定日	2013年9月12日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の国債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <p>1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</p> <p>3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</p>
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（8月2日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

c. 先進国株式インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	<p>① 日本を除く先進国の株式市場を代表する指数（MSCIコクサイ指数（税引後配当込み、国内投信用、円建て））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとし</p> <p>② 効率的な運用を目的として、株式を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行う場合があります。</p> <p>③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。</p> <p>④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。</p>
設定日	2013年9月3日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の株式等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>① 株式への投資割合には制限を設けません。</p> <p>② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</p> <p>⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。</p> <p>1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</p> <p>2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</p> <p>3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</p>
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（5月2日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

d. 先進国リート・インデックス・マザーファンド

形態	証券投資信託／親投資信託
投資目的および投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本を除く先進国の不動産投資信託証券市場を代表する指数（S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、税引後配当込み、円換算ベース））に連動する運用成果を目指します。対象指数の選定および変更にあたっては、当ファンドの商品性および運用上の効率性等を勘案し委託会社の判断により決定するものとします。 ② 効率的な運用を目的として、不動産投資信託証券を主要投資対象とする上場投資信託証券（E T F）への投資を行う場合があります。 ③ 対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。その際、不動産投資信託証券の実質投資比率（組入現物不動産投資信託証券の時価総額に指数先物取引等の買建額を加算し、または指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）が100%を超える場合があります。 ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.) に有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。 ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
設定日	2013年9月26日
信託期間	無期限
主な投資対象	日本を除く先進国の不動産投資信託証券等を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ④ 上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ⑤ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥ 一般社団法人資産運用業協会規則に定めるデリバティブ取引等については、同規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。 ⑧ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的
信託報酬	ございません。（注）
その他費用	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用等を信託財産中から支弁します。
決算日	年1回（11月2日。休業日の場合は翌営業日。）
収益分配方針	分配を行いません。
申込手数料	ございません。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（注） 投資対象ファンドにかかる報酬相当額は、委託会社の信託報酬より支払われます。

形態	証券投資信託／上場投資信託 主たる上場取引所：東京証券取引所
投資目的および投資態度	<p>① TOPIX（配当込み）（以下「対象指数」といいます。）の動きと高位に連動することを目指した運用を行います。</p> <p>② 次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象指数採用銘柄に変更または採用銘柄の指数構成比率の修正が行われた場合もしくは当該修正が公表された場合 対象指数の計算方法が変更された場合 この投資信託における追加信託、交換が行われた場合 その他、委託会社が、当該運用方針に沿った運用を達成するために必要と認めた場合 <p>なお、調整の過程で余裕資金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コール・ローンなどによって運用する場合があります。</p> <p>③ ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ. (BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)に株式の貸付の指図に関する権限の全部または一部を委託します。</p> <p>④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
設定日	2015年10月19日
信託期間	無期限
主な投資対象	投資対象有価証券は、主として対象指数に採用されている銘柄および採用が決定された銘柄の株式とします。
主な投資制限	<p>① 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%未満とします。ただし、この投資信託の当初設定日直後、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>② 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象指数に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。</p> <p>③ 外貨建資産への投資は、原則、行いません。</p> <p>④ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を約款で規定する範囲内で貸付の指図をすることができます。</p>
信託報酬	年0.0495%（税抜0.045%）以内
その他費用	<p>上場に係る費用、対象指数の商標の使用料について、ファンドの純資産総額の年0.0495%（税抜0.045%）を上限として、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払うことができます。</p> <p>ファンドの諸経費、売買委託手数料等について、その都度もしくは毎計算期末または信託終了のとき、ファンドから支払われます。</p> <p>また、株式の貸付を行った場合は、その都度、信託財産の収益となる品貸料の2分の1相当額以内が報酬としてファンドから運用の委託先等に支払われます。</p>
決算日	年2回（2月9日および8月9日）
収益分配方針	年2回の毎決算時に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。）の全額を分配することを原則とします。
委託会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：ニューヨーク証券取引所 Arca
投資目的および投資態度	当ファンドは、日本を除く先進国の株式で構成される指数である MSCIコクサイ指数（以下「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2007年12月10日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、特定の証券、業種への集中投資は行いません。 ・原則として、貸付は行いません。 ・借入については、換金請求等に応じるための一時的な用途のために行うことができます。それ以外の目的で借入を行う場合は、純資産の1/3を超えて、借入を行うことができません。 ・原則として、優先証券の発行はしません。 ・原則として、不動産への投資は行いません。 ・原則として、有価証券の引受は行いません。
運用管理報酬	年0.25%（2026年6月末現在）
決算日	毎年7月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当（もしあれば）は、当ファンドより、通常少なくとも年1回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	シティバンク、エヌ・エイ。
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：NYSEアーカ
投資目的および投資態度	当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2003年4月7日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、貸付は行いません。 ・原則として、優先証券の発行はしません。 ・有価証券貸付を行う場合を除く、資産を担保、抵当等に入れる取引を行いません。 ・原則として、不動産への投資は行いません。 ・原則として、有価証券の引受は行いません。 ・原則として、信用取引や売り建てポジションの構築はしません。 ・原則として、商品への投資は行いません。
運用管理報酬	年0.72%（2026年6月末現在）
決算日	毎年8月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当（もしあれば）は、当ファンドより、通常少なくとも年1回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
受託会社	シティバンク、エヌ・エイ。
投資顧問会社	ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ。

h. iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

形態	上場投資信託証券 主たる上場取引所：ロンドン証券取引所
投資目的および投資態度	当ファンドは、新興国の大型および中型株式で構成される指数であるMSCI エマージング・マーケット指数（以下、「対象指数」といいます。）と同等の投資成果をあげることを目標としています。
設定日	2005年11月18日
信託期間	無期限
主な投資対象	対象指数の構成銘柄および本対象指数の構成銘柄と実質的に同じ経済的性質を有する投資商品を主要投資対象とします。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、譲渡可能な有価証券またはマネー・マーケット・ファンド以外の証券に純資産総額の10%以上を投資しません。 ・原則として、1年以内に上場予定の譲渡可能な有価証券に純資産総額の10%以上を投資しません。（米国の144A規制の適用を受ける証券を除く。） ・原則として、資金の借入は一時的に限り、借入額は純資産総額の10%を超えません。
運用管理報酬	年0.18%（2026年6月末現在）
決算日	毎年2月末日
収益分配方針	純投資収益からの配当（もしあれば）は、当ファンドより、原則として年4回決定され支払われます。
運用会社	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
受託会社	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド
投資顧問会社	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド

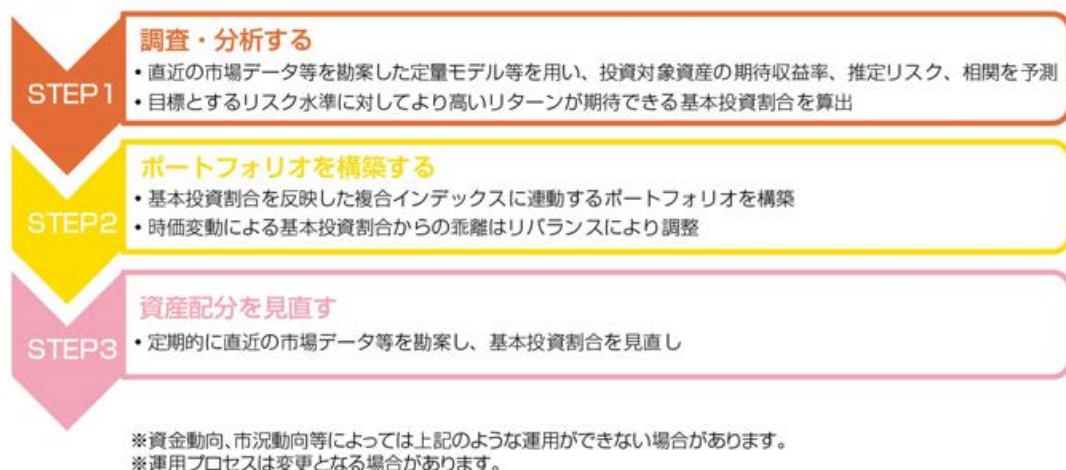
(3) 【運用体制】

- ① ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。
- ② ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。
社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは投資委員会等開催により、各ファンドの投資方針等にしながら運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。
- ③ 当ファンドの運用は、マルチアセット戦略部と協働してマルチアセット運用部（10名程度）が担当いたします。
なお、投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部をブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド（BlackRock Asset Management North Asia Limited）に委託します。

<運用プロセス>

ブラックロック独自の資産配分決定モデルの1つであるロング・ホライズン・モデルを用いて、市場のデータやモデルによる分析(定量分析)の観点から、定期的に基本投資割合を見直します。

【イメージ図】



ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約15.3兆米ドル*（約2,493兆円）を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家および個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメントおよびオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシングおよびファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2026年6月末現在。（円換算レートは1米ドル＝162.525円を使用）

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用（消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。以下同じ。）、信託報酬（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した後、その残額を投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、投資者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該売り付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

投資者が、a. (a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

当ファンドの約款で定める投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑤ 公社債の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. a. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 換金等の事由により、b. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑥ 外国為替予約の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ⑦ 資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、換金に伴う支払資金の手当て（換金に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 換金に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の換金代金入金日までの間もしくは投資者への換金代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または換金代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑧ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。

⑨ デリバティブ取引等に係る投資制限

以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）を行いません。

- ・ 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
- ・ 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
- ・ 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の変動要因

a. 金利変動リスク

債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

b. 信用リスク

債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

c. 株価変動リスク

株式に投資します。したがって、経済および株式市場動向または株式の発行会社の経営・財務状況等に応じて組入株式の株価および配当金の変動し、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

d. 為替変動リスク

外貨建資産に投資します。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

e. カントリー・リスク

海外の有価証券に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、有価証券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

エマージング（新興国）市場の発行体が発行する有価証券に投資する場合、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因に伴い、より大幅な有価証券の価格変動または流動性の低下が考えられ、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

f. 不動産投資信託証券への投資リスク

不動産投資信託証券に投資します。不動産投資信託証券は、保有不動産の評価額等の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により価格が変動します。また、不動産投資信託証券を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。加えて、不動産投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該不動産投資信託証券の上場廃止等）を受けることが想定されます。このような事態が生じた場合には、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

g. デリバティブ取引のリスク

デリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

※ 複合インデックスの基本投資割合は定期的に見直されます。したがって、ファンドの各資産への投資割合も変動しうるため、一定の固定された割合で投資する場合と比べ、当ファンドの収益の源泉となる場合がある一方、収益率が低い資産への割合が比較的大きい場合もしくは収益率の高い資産への割合が比較的小さい場合、収益性を悪化させる要因となります。

② ファンド運営上のリスク

a. 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

b. 購入および換金の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入および換金の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の購入および換金の受付を取り消す場合があります。

c. ファンドの繰上償還

ファンドは換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、ファンドを償還させる場合があります。

d. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

e. 流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

- ・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、株式市場動向が不安定になった場合
- ・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合
- ・不動産投資信託証券の価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、不動産投資信託市場動向が不安定になった場合
- ・投資対象とするETFの価格変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、当該ETFの上場市場の動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

f. 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

(2) リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

※ リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは過去5年間の各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示します。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出されない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

※各資産クラスの指数

日本株…………… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株………… MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)
 新興国株………… MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)
 日本国債………… NOMURA-BPI国債
 先進国国債………… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国国債………… J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※上記グラフは過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額の1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<各指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有する我が国を代表する指数です。東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値および東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発、計算した株価指数です。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)は日本を除く世界の主要先進国の株式を、また、MSCIエマージング・マーケット指数(配当込み、円ベース)は新興国の株式を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他の一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数に関する知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われるブラックロック・ジャパン株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

J.P.モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、新興国の現地通貨建ての国債を対象として算出した指数です。同指数に関する著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 購入時の申込手数料（以下「購入時手数料」といいます。）は、購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

なお、購入時手数料には、消費税等相当額が含まれています（以下同じ。）。

購入時手数料は、購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の役務の対価として販売会社にお支払いいただくものです。

- ② 分配金の受取方法により、「一般コース」、「累積投資コース」の2つのコースがあります。「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。

- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額

ファンドの実質的な信託報酬（a + b）は、信託財産の純資産総額に対して年0.6378%（税抜0.6000%）以内となります。

（ご参考）

2026年7月末現在での当ファンドの投資対象およびその投資割合に基づき算出した実質的な運用管理費用は、年0.4586%（税抜0.4164%）程度です。当該料率は運用状況等によって変動します。

a. 当ファンドの信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.40073%（税抜0.3643%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社、受託会社の間の配分および当該報酬を対価とする役務の内容は次の通りとします。

	信託報酬の配分	役務の内容
委託会社	年0.15323% (税抜0.1393%)	ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等
販売会社	年0.2200% (税抜0.2000%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等
受託会社	年0.0275% (税抜0.0250%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等

※委託会社への報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。

b. 投資する上場投資信託証券に係る報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資対象ファンドから支払われます。）は、年0.2370%（税抜 0.2357%）以内となります。

なお、報酬等は、上場投資信託証券の運用会社等に支払われます。

② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）、および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産において換金代金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合はその都度、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

③ 下記の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および諸費用に係る消費税等相当額は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用
7. 他の信託との併合および信託約款の変更またはファンドの償還に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.11%（税抜0.10%）を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

④ 外貨建資産の保管等に要する費用等*は、その都度、信託財産中より支弁します。

*海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用

⑤ 投資する上場投資信託証券に係る保管報酬および事務処理に要する諸費用、上場に係る費用、対象指数の商標の使用料、租税等が別途当該上場投資信託証券から支払われる場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む。）である投資者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本方式について

- a. 追加型株式投資信託について、投資者毎の信託時の受益権の価額等（購入時手数料は含まれません。）が当該投資者の元本（「個別元本」といいます。）にあたります。
- b. 投資者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行うつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。）

② 換金時および償還時の課税について

- a. 個人の投資者の場合
換金時および償還時の差益（譲渡益）が課税対象となります。
- b. 法人の投資者の場合
換金時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の投資者に対する課税

(a) 収益分配金の課税について

支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。原則として、申告は不要です。

また、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除なし）と申告分離課税（20.315%（所得税15.315%、地方税5%））のいずれかを選択することができます。

(b) 換金時および償還時の差益の課税について

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費用（購入時手数料および当該購入時手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）の利用が可能な場合があります。

換金時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

また、換金時および償還時の差益（譲渡益）については、他の株式等の譲渡損と損益を相殺することができます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

b. 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%、地方税の源泉徴収はありません。）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、法人税の課税対象となりますが、益金不算入制度の適用はありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2025年8月5日から2026年8月3日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①当ファンドの費用の比率	②投資先ファンドの運用管理費用の比率
0.46%	0.41%	0.05%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)です。

※①の費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

※①の費用と②の費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドには運用管理費用以外の費用がある場合がありますが、上記には含まれておりません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

5【運用状況】

以下の運用状況は2026年7月末現在のものです。

「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

(1)【投資状況】

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		25,113,510,012	39.91
	内 日本	17,308,133,906	27.50
	内 アイルランド	4,704,866,926	7.48
	内 アメリカ	3,100,509,180	4.93
親投資信託受益証券		37,718,037,070	59.93
	内 日本	37,718,037,070	59.93
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		101,179,215	0.16
純資産総額		62,932,726,297	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	日本	投資信託 受益証券	41,686,257	309.7604	12,912,751,903	415.2000	17,308,133,906	27.50
2	先進国株式インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	2,218,983,391	5.2607	11,673,490,297	6.7292	14,931,983,034	23.73
3	国内債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	10,332,413,389	0.9766	10,091,500,306	0.9335	9,645,307,898	15.33
4	先進国債券インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	4,443,833,470	1.6464	7,316,770,977	1.8127	8,055,336,931	12.80
5	先進国リート・インデックス・マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	1,457,304,335	2.6434	3,852,318,688	3.4896	5,085,409,207	8.08
6	iShares MSCI EM UCITS ETF USD (Dist)	アイルランド	投資信託 受益証券	465,040	8,134.58	3,782,906,869	10,117.12	4,704,866,926	7.48
7	iShares MSCI Kokusai ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	128,299	20,188.03	2,590,105,241	24,166.27	3,100,509,180	4.93

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	39.91
親投資信託受益証券	59.93
合計	99.84

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2026年7月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(2018年8月2日)	677,323,251	(同左)	0.9799	(同左)
第2期(2019年8月2日)	3,440,275,158	(同左)	0.9543	(同左)
第3期(2020年8月3日)	7,175,446,926	(同左)	0.9465	(同左)
第4期(2021年8月2日)	13,094,813,751	(同左)	1.1043	(同左)
第5期(2022年8月2日)	18,762,109,127	(同左)	1.1415	(同左)
第6期(2023年8月2日)	26,761,748,921	(同左)	1.2908	(同左)
第7期(2024年8月2日)	35,896,556,398	(同左)	1.4651	(同左)
第8期(2025年8月4日)	44,996,386,992	(同左)	1.5708	(同左)
第9期(2026年8月3日)	61,727,122,700	(同左)	1.9323	(同左)
2025年7月末現在	45,556,763,101	—	1.5899	—
2025年8月末現在	46,569,177,195	—	1.6091	—
2025年9月末現在	48,333,905,946	—	1.6543	—
2025年10月末現在	51,097,096,893	—	1.7338	—
2025年11月末現在	52,211,633,987	—	1.7556	—
2025年12月末現在	53,172,115,766	—	1.7708	—
2026年1月末現在	54,445,655,880	—	1.7976	—
2026年2月末現在	57,781,761,296	—	1.8904	—
2026年3月末現在	54,593,447,383	—	1.7711	—
2026年4月末現在	58,870,533,314	—	1.8926	—
2026年5月末現在	61,687,728,027	—	1.9646	—
2026年6月末現在	62,812,175,175	—	1.9853	—
2026年7月末現在	62,932,726,297	—	1.9698	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1期	—
第2期	—
第3期	—
第4期	—
第5期	—
第6期	—
第7期	—
第8期	—
第9期	—

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1期	△2.0
第2期	△2.6
第3期	△0.8
第4期	16.7
第5期	3.4
第6期	13.1
第7期	13.5
第8期	7.2
第9期	23.0

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円（1万口当たり）として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	702,845,643	11,604,074	691,241,569
第2期	3,046,419,788	132,779,720	3,604,881,637
第3期	4,306,487,872	329,952,824	7,581,416,685
第4期	4,957,631,340	681,157,684	11,857,890,341
第5期	5,316,512,585	738,637,270	16,435,765,656
第6期	5,403,623,185	1,106,832,926	20,732,555,915
第7期	5,379,648,236	1,611,114,616	24,501,089,535
第8期	5,955,937,852	1,811,626,327	28,645,401,060
第9期	5,123,167,126	1,822,926,232	31,945,641,954

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		45,982,984,665	74.39
	内 日本	45,982,984,665	74.39
地方債証券		3,090,596,440	5.00
	内 日本	3,090,596,440	5.00
特殊債券		2,264,010,627	3.66
	内 日本	2,264,010,627	3.66
社債券		3,931,819,630	6.36
	内 日本	3,931,819,630	6.36
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		6,542,118,597	10.58
純資産総額		61,811,529,959	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	1 8 1 5 年国債	日本	2030/9/20	1.3	国債証券	715,000,000	98.96	707,635,250	97.62	698,025,900	1.13
2	3 4 3 0 年国債	日本	2041/3/20	2.2	国債証券	705,000,000	95.33	672,081,200	86.75	611,594,550	0.99
3	1 7 8 5 年国債	日本	2030/3/20	1	国債証券	590,000,000	98.47	580,990,000	97.16	573,244,000	0.93
4	3 8 0 1 0 年国債	日本	2035/9/20	1.7	国債証券	620,000,000	95.38	591,394,300	92.13	571,230,800	0.92
5	1 8 5 5 年国債	日本	2031/3/20	2	国債証券	570,000,000	100.35	572,015,200	100.04	570,239,400	0.92
6	4 8 2 2 年国債	日本	2028/3/1	1.3	国債証券	565,000,000	99.94	564,689,400	99.82	563,994,300	0.91
7	2 8 3 0 年国債	日本	2038/3/20	2.5	国債証券	590,000,000	103.54	610,905,600	94.91	559,980,800	0.91
8	3 2 3 0 年国債	日本	2040/3/20	2.3	国債証券	613,000,000	98.76	605,431,920	89.46	548,414,320	0.89
9	3 8 2 1 0 年国債	日本	2036/3/20	2.4	国債証券	556,000,000	97.81	543,825,600	97.07	539,748,120	0.87
10	1 8 3 5 年国債	日本	2030/12/20	1.6	国債証券	520,000,000	99.06	515,127,000	98.54	512,444,400	0.83
11	1 5 7 5 年国債	日本	2028/3/20	0.2	国債証券	520,000,000	98.01	509,660,000	98.05	509,865,200	0.82
12	4 8 3 2 年国債	日本	2028/4/1	1.4	国債証券	510,000,000	100.00	510,008,900	99.94	509,709,300	0.82
13	4 8 4 2 年国債	日本	2028/5/1	1.4	国債証券	510,000,000	99.95	509,772,000	99.89	509,479,800	0.82
14	1 8 0 5 年国債	日本	2030/6/20	1.1	国債証券	518,050,000	97.07	502,880,600	97.17	503,435,809	0.81
15	1 9 3 2 0 年国債	日本	2045/6/20	2.5	国債証券	570,000,000	89.60	510,735,500	84.45	481,393,500	0.78
16	1 4 5 2 0 年国債	日本	2033/6/20	1.7	国債証券	500,000,000	100.90	504,541,900	96.06	480,325,000	0.78
17	3 5 3 0 年国債	日本	2041/9/20	2	国債証券	530,000,000	94.63	501,561,800	83.63	443,239,000	0.72
18	3 6 3 0 年国債	日本	2042/3/20	2	国債証券	535,000,000	90.60	484,715,800	82.79	442,963,950	0.72
19	1 8 4 0 年国債	日本	2065/3/20	3.1	国債証券	535,000,000	90.15	482,349,000	82.46	441,161,000	0.71
20	1 4 1 2 0 年国債	日本	2032/12/20	1.7	国債証券	450,000,000	96.58	434,610,000	96.76	435,460,500	0.70
21	1 8 4 5 年国債	日本	2031/3/20	1.8	国債証券	435,000,000	99.15	431,307,400	99.17	431,402,550	0.70
22	3 7 8 1 0 年国債	日本	2035/3/20	1.4	国債証券	473,000,000	96.84	458,081,320	90.71	429,067,760	0.69
23	4 8 5 2 年国債	日本	2028/6/1	1.4	国債証券	420,000,000	99.98	419,919,200	99.86	419,437,200	0.68
24	1 6 8 5 年国債	日本	2029/3/20	0.6	国債証券	430,000,000	97.77	420,435,100	97.36	418,682,400	0.68
25	2 C T 1 0 年国債	日本	2034/3/20	1	国債証券	460,000,000	96.92	445,841,200	89.84	413,282,400	0.67
26	1 4 2 2 0 年国債	日本	2032/12/20	1.8	国債証券	424,000,000	103.99	440,934,560	97.35	412,776,720	0.67
27	1 C T 1 0 年国債	日本	2033/12/20	0.7	国債証券	460,000,000	91.88	422,679,100	88.39	406,630,800	0.66
28	1 3 7 2 0 年国債	日本	2032/6/20	1.7	国債証券	414,850,000	100.11	415,321,245	97.39	404,047,306	0.65
29	3 8 1 1 0 年国債	日本	2035/12/20	2.1	国債証券	420,000,000	99.16	416,474,000	94.94	398,748,000	0.65
30	2 9 3 0 年国債	日本	2038/9/20	2.4	国債証券	424,000,000	103.93	440,692,100	93.09	394,701,600	0.64

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	74.39
地方債証券	5.00
特殊債券	3.66
社債券	6.36
合計	89.42

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
国債証券		67,415,953,257	98.42
	内 アメリカ	30,280,591,627	44.21
	内 中国	8,665,354,446	12.65
	内 フランス	4,744,824,434	6.93
	内 イタリア	4,327,457,511	6.32
	内 イギリス	3,832,864,306	5.60
	内 ドイツ	3,764,323,584	5.50
	内 スペイン	2,728,442,339	3.98
	内 カナダ	1,439,387,791	2.10
	内 ベルギー	973,682,975	1.42
	内 オーストラリア	879,605,127	1.28
	内 オランダ	779,954,457	1.14
	内 オーストリア	669,099,319	0.98
	内 韓国	668,730,867	0.98
	内 メキシコ	588,553,072	0.86
	内 ポーランド	483,146,099	0.71
	内 ポルトガル	382,672,243	0.56
	内 フィンランド	346,349,692	0.51
	内 マレーシア	330,917,328	0.48
	内 イスラエル	301,875,093	0.44
	内 アイルランド	270,652,569	0.40
	内 シンガポール	246,356,479	0.36
	内 ニュージーランド	205,787,517	0.30
	内 デンマーク	133,239,314	0.19
	内 スロバキア	132,615,124	0.19
	内 スウェーデン	124,818,491	0.18
	内 ノルウェー	114,651,453	0.17
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,081,964,144	1.58
純資産総額		68,497,917,401	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	償還日	利率 (%)	種類	数量	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2028/07/15	アメリカ	2028/7/15	3.875	国債証券	651,076,720	99.88	650,338,038	99.30	646,549,697	0.94
2	CHINA GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/11/25	中国	2028/11/25	1.4	国債証券	632,297,960	100.12	633,064,737	100.25	633,896,535	0.93
3	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2030/03/31	アメリカ	2030/3/31	4	国債証券	466,088,000	100.11	466,624,621	98.87	460,862,711	0.67
4	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	アメリカ	2033/5/15	3.375	国債証券	481,838,560	94.55	455,581,392	93.40	450,067,329	0.66
5	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	フランス	2030/2/25	2.75	国債証券	455,580,320	100.62	458,432,456	98.75	449,922,012	0.66
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	アメリカ	2032/5/15	2.875	国債証券	486,499,440	93.71	455,914,793	92.03	447,750,510	0.65
7	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15	アメリカ	2028/8/15	2.875	国債証券	450,016,000	97.73	439,802,740	97.32	437,956,972	0.64
8	CHINA GOVERNMENT BOND 1.42% 2028/08/15	中国	2028/8/15	1.42	国債証券	427,870,800	99.98	427,797,401	100.31	429,203,574	0.63
9	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2055/05/15	アメリカ	2055/5/15	4.75	国債証券	445,194,400	97.79	435,363,597	92.95	413,822,103	0.60
10	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/03/31	アメリカ	2031/3/31	4.125	国債証券	417,872,000	99.96	417,717,004	98.94	413,481,074	0.60
11	CHINA GOVERNMENT BOND 1.83% 2035/08/25	中国	2035/8/25	1.83	国債証券	406,477,260	100.26	407,566,553	101.02	410,646,781	0.60
12	CHINA GOVERNMENT BOND 1.44% 2027/09/15	中国	2027/9/15	1.44	国債証券	402,673,964	100.07	402,963,813	100.26	403,738,392	0.59
13	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/11/30	アメリカ	2027/11/30	3.875	国債証券	405,014,400	100.41	406,699,203	99.57	403,305,743	0.59
14	CHINA GOVERNMENT BOND 1.49% 2031/12/25	中国	2031/12/25	1.49	国債証券	401,723,140	99.20	398,533,415	100.21	402,582,144	0.59
15	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	アメリカ	2032/11/15	4.125	国債証券	409,836,000	100.83	413,247,733	98.10	402,071,521	0.59
16	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2029/05/31	アメリカ	2029/5/31	4.5	国債証券	399,228,480	101.92	406,914,010	100.54	401,396,129	0.59
17	CHINA GOVERNMENT BOND 1.36% 2027/12/15	中国	2027/12/15	1.36	国債証券	388,649,310	100.02	388,741,265	100.15	389,242,466	0.57
18	FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/02/25	フランス	2028/2/25	0.75	国債証券	401,155,040	96.63	387,660,241	96.77	388,209,766	0.57
19	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2036/05/15	アメリカ	2036/5/15	4.375	国債証券	391,192,480	99.07	387,565,027	97.73	382,329,520	0.56
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2028/01/31	アメリカ	2028/1/31	3.5	国債証券	385,728,000	99.19	382,626,382	98.95	381,689,908	0.56
21	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/05/31	アメリカ	2031/5/31	4.125	国債証券	377,692,000	99.94	377,486,083	98.89	373,531,483	0.55
22	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2032/10/31	アメリカ	2032/10/31	3.75	国債証券	377,692,000	98.31	371,341,692	96.06	362,835,128	0.53
23	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31	アメリカ	2028/5/31	3.625	国債証券	366,441,600	99.91	366,137,688	98.92	362,490,901	0.53
24	CHINA GOVERNMENT BOND 1.74% 2029/10/15	中国	2029/10/15	1.74	国債証券	356,559,000	100.76	359,272,045	101.24	360,994,094	0.53
25	SPAIN GOVERNMENT BOND 3.1% 2031/07/30	スペイン	2031/7/30	3.1	国債証券	352,838,720	101.23	357,202,764	100.03	352,950,421	0.52
26	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2033/11/15	アメリカ	2033/11/15	4.5	国債証券	349,566,000	102.16	357,126,302	99.76	348,760,354	0.51
27	CHINA GOVERNMENT BOND 1.29% 2028/03/15	中国	2028/3/15	1.29	国債証券	347,050,760	100.02	347,148,019	100.04	347,205,128	0.51
28	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2033/02/15	アメリカ	2033/2/15	3.5	国債証券	366,441,600	97.07	355,706,966	94.40	345,929,454	0.51
29	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2034/02/15	アメリカ	2034/2/15	4	国債証券	355,191,200	99.43	353,194,479	96.46	342,634,630	0.50
30	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15	アメリカ	2032/8/15	2.75	国債証券	371,263,200	92.41	343,110,147	90.99	337,835,002	0.49

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.42

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		55,564,754,025	99.80
	内 アメリカ	43,677,222,618	78.45
	内 アイルランド	9,611,410,292	17.26
	内 カナダ	2,276,121,115	4.09
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		111,326,874	0.20
純資産総額		55,676,080,899	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国/地域	種類	数量(口)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	iShares Core S&P 500 ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	351,411	118,700.60	41,712,699,624	119,768.54	42,087,983,815	75.59
2	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	アイル ランド	投資信託 受益証券	1,276,614	7,251.61	9,257,515,283	7,528.83	9,611,410,292	17.26
3	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	カナダ	投資信託 受益証券	349,891	6,264.57	2,191,917,318	6,505.22	2,276,121,115	4.09
4	iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	アメリカ	投資信託 受益証券	172,811	9,020.55	1,558,851,891	9,196.39	1,589,238,803	2.85

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.80

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(1) 投資状況

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式		50,267,505	0.64
	内 アメリカ	27,309,641	0.35
	内 オーストラリア	7,296,677	0.09
	内 オランダ	6,383,752	0.08
	内 ニュージーランド	5,442,954	0.07
	内 シンガポール	2,890,426	0.04
	内 カナダ	944,055	0.01
投資証券		7,735,344,191	98.20
	内 アメリカ	6,179,846,424	78.46
	内 オーストラリア	496,890,388	6.31
	内 イギリス	324,395,024	4.12
	内 シンガポール	245,316,094	3.11
	内 フランス	162,902,937	2.07
	内 カナダ	88,646,884	1.13
	内 ベルギー	78,500,015	1.00
	内 香港	63,557,929	0.81
	内 スペイン	42,807,003	0.54
	内 ガーンジー	15,422,950	0.20
	内 韓国	12,208,481	0.15
	内 イスラエル	11,643,492	0.15
	内 オランダ	4,690,088	0.06
	内 アイルランド	2,946,201	0.04
	内 ニュージーランド	2,868,307	0.04
	内 ドイツ	1,542,716	0.02
	内 イタリア	1,159,258	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		91,199,292	1.16
純資産総額		7,876,810,988	100.00

(注) 当ファンドは、ファミリーファンド方式による運用を行っているため、実質の運用はマザーファンドにおいて行っております。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	投資口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	19,495	29,424.22	573,625,338	37,870.45	738,284,492	9.37
2	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	25,757	19,968.50	514,328,704	23,495.65	605,177,632	7.68
3	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	2,724	133,824.40	364,537,681	168,359.02	458,609,974	5.82
4	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	8,960	28,427.83	254,713,397	37,036.31	331,845,398	4.21
5	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	9,587	27,676.54	265,335,007	31,049.49	297,671,525	3.78
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	25,726	9,350.49	240,550,943	10,355.18	266,397,607	3.38
7	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	4,637	43,950.87	203,800,224	51,020.56	236,582,355	3.00
8	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	13,423	11,986.22	160,891,081	14,773.38	198,303,111	2.52
9	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	56,487	3,714.90	209,843,677	3,308.34	186,878,608	2.37
10	IRON MOUNTAIN INC	アメリカ	投資証券	8,217	16,635.16	136,691,183	20,032.14	164,604,100	2.09
11	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	5,839	21,093.54	123,165,221	23,820.31	139,086,797	1.77
12	VICI PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	30,202	4,835.37	146,038,035	4,228.54	127,710,461	1.62
13	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	3,840	28,191.25	108,254,434	30,180.00	115,891,206	1.47
14	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	9,427	9,498.11	89,538,712	10,787.52	101,694,011	1.29
15	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	1,777	40,877.31	72,638,982	45,300.53	80,499,058	1.02
16	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	37,439	1,510.22	56,541,440	2,091.04	78,286,662	0.99
17	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	18,646	3,274.90	61,063,945	4,099.96	76,447,988	0.97
18	WP CAREY INC	アメリカ	投資証券	6,116	10,605.40	64,862,647	11,906.13	72,817,937	0.92
19	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	15,107	4,560.41	68,894,236	4,768.56	72,038,672	0.91
20	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	17,615	2,601.08	45,818,166	4,032.46	71,031,867	0.90
21	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	3,217	20,523.26	66,023,329	21,427.19	68,931,271	0.88
22	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	19,049	2,842.96	54,155,549	3,545.48	67,537,909	0.86
23	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	アメリカ	投資証券	8,212	6,755.33	55,474,783	8,100.28	66,519,565	0.84
24	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	フランス	投資証券	3,370	15,566.99	52,460,760	19,345.03	65,192,784	0.83
25	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	3,203	20,023.04	64,133,798	19,998.38	64,054,841	0.81
26	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	144,324	458.27	66,139,811	440.66	63,597,958	0.81
27	LAMAR ADVERTISING CO-A	アメリカ	投資証券	2,407	19,246.63	46,326,660	25,819.66	62,147,940	0.79
28	REGENCY CENTERS CORP	アメリカ	投資証券	4,562	11,079.70	50,545,629	12,915.45	58,920,324	0.75
29	LINK REIT	香港	投資証券	71,800	842.05	60,459,680	809.35	58,111,689	0.74
30	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	アメリカ	投資証券	5,364	9,714.29	52,107,503	10,531.98	56,493,549	0.72

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率 (%)
株式		0.64
	業種	
	エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.64
投資証券		98.20
合計		98.84

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
不動産投信 指数先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJ US REAL ESTATE SEP 26	買建	8	50,675,530	51,288,966	0.65
	ユーロ	EUREX取引所	STOXX 600 REAL SEP 26	買建	13	15,099,845	15,823,132	0.20

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

(注2) 評価金額は、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

運用実績

2026年7月末現在

基準価額・純資産の推移



※ 基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
 ※ 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。
 ※ ベンチマークは設定時を10,000として指数化しています。

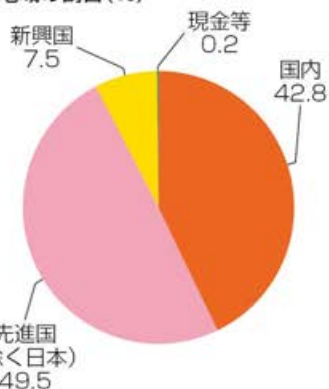
分配の推移

	設定来累計	0円
第4期	2021年8月	0円
第5期	2022年8月	0円
第6期	2023年8月	0円
第7期	2024年8月	0円
第8期	2025年8月	0円

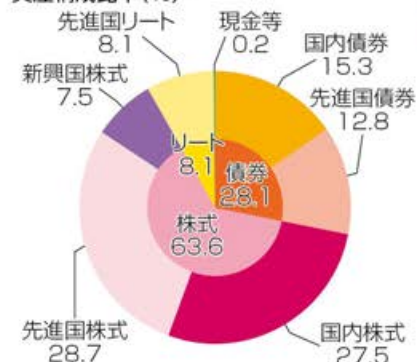
※ 分配金は税引前、1万口当たり

主要な資産の状況

投資地域の割合(%)*



資産構成比率(%)*



組入銘柄(%)*

投資銘柄	比率
iシェアーズ・コア TOPIX ETF	27.5
先進国株式インデックス・マザーファンド	23.7
国内債券インデックス・マザーファンド	15.3
先進国債券インデックス・マザーファンド	12.8
先進国リートインデックス・マザーファンド	8.1
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF	7.5
iシェアーズ MSCI コクサイ ETF	4.9

※ 投資対象ファンドの資産区分を基に計算したものです。
 ※ 投資対象ファンドが現金等を保有している場合は、投資対象ファンドの資産区分に含まれます。

*比率は対純資産総額。四捨五入の関係で合計が100にならない場合があります。

年間収益率の推移

※ 2018年は設定日(1月10日)から年末までの収益率を表示しています。
 ※ ファンドの収益率は、決算時の分配金を非課税で再投資したものととして算出しています。
 ※ 当ファンドは複合インデックスをベンチマークとしていますが、定期的に基本投資割合を見直すため、暦年ベースで収益率を表示した場合、投資者に誤解を生じさせる懸念があるためベンチマークの年間収益率を掲載しておりません。



※ 運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり、今後の運用成果を保証するものではありません。
 ※ ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページにて開示しております。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

受益権の投資者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と分配金が税引き後無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの申込方法があります。

「累積投資コース」を選択する投資者は、当該販売会社との間で「累積投資約款」にしたがって契約を締結します。

取扱いを行うコースは各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

投資者は販売会社に、購入と同時にまたは予め当該投資者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該投資者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの購入は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

購入の受付は、原則として、申込期間中の午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての購入の申込は翌営業日の取扱いとします。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(4) 購入不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(5) 購入単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される「累積投資コース」の2つの購入方法があります。

取扱いを行うコースおよび購入の申込単位（以下「購入単位」といいます。）は、各販売会社により異なりますので、詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 購入価額

購入受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、購入価額には、購入時手数料は含まれておりません。

(7) 購入時手数料

- ① 購入受付日の翌営業日の基準価額に3.30%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、購入時手数料には消費税等相当額が含まれています。

- ② 「累積投資コース」を選択した投資者が、分配金を再投資する場合は、無手数料となります。

(8) 購入代金のお支払い

投資者は、購入の販売会社が定める日までに当ファンドの購入代金を販売会社に支払うものとします。

(9) 購入の受付の中止、既に受付けた購入の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入の受付を中止することおよび既に受付けた購入の受付を取り消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金の申込と受付

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金の申込をすることができます。投資者が換金の申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。換金の申込の受付は、原則として、午後3時30分までとなっております。ただし、受付時間は販売会社により異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎての換金の申込は翌営業日の取扱いとします。

(2) 換金単位

換金単位は、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金不可日

以下に定める日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても換金は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨーク証券取引所の休場日
- ・ロンドン証券取引所の休場日

(4) 換金価額

換金価額は、換金受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、手取額は、換金価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの換金価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

(5) 換金受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 換金代金の支払い

換金代金は原則として換金受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の申込の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込の受付を中止することおよび既に受付けた換金の申込の受付を取り消すことができます。換金の申込の受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の換金の申込を撤回できます。ただし、投資者がその換金の申込を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込を受付けたものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当り）は委託会社の営業日に毎日算出されます。投資者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額（1万口当り）は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「積立バランス」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

親投資信託の受益証券：原則として計算日の基準価額で評価するものとします。

投資信託証券：金融商品取引所（海外取引所を含む）に上場されているものは、当該取引所における計算日の最終相場（海外取引所に上場されているものについては、計算日に知りうる直近の最終相場）で評価します。金融商品取引所に上場されていないものは、第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（原則として、計算日に知りうる直近の日の純資産価格）で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

電話番号：03-6703-4300（受付時間 営業日の9：00～17：00）

ホームページアドレス：www.blackrock.com/jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

この信託の期間は、無期限とします。

(4)【計算期間】

計算期間は8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① ファンドの償還条件等

a. 委託会社は、信託期間中において、ファンドを償還することが投資者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は換金により、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、償還しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- c. a. および b. の場合において、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる投資者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. c. ～ e. までの規定は、委託会社がファンドの償還について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、c. ～ e. までの手続を行うことが困難な場合も同じとします。
- g. 委託会社は、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたときはその命令にしたがい、ファンドを償還させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はファンドを償還させます。
- i. h. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、「②信託約款の変更 b. 」に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または投資者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、投資者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはファンドと他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は以下に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、a. の事項（a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が投資者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている投資者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

c. b. の書面決議において、投資者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る投資者としての受託会社を除きます。以下 c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている投資者が議決権を行行使しないときは、当該知れている投資者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. b. の書面決議は議決権を行行使することができる投資者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

e. 書面決議の効力は、ファンドのすべての投資者に対してその効力を生じます。

f. b. ～ e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての投資者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g. a. ～ f. までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは a. ～ f. の規定にしたがいます。

③ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

④ 運用報告書の作成

毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知れている受益者にお届けいたします。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は 1 年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に 1 年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は 1 年とし、委託会社または投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に 1 年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が投資者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

www.blackrock.com/jp/

但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益者（投資者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

投資者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として5営業日以内）に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。

投資者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

＜累積投資コース＞

受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、累積投資契約に基づき、投資者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

投資者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日以内）に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）にお支払いを開始します。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

投資者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとし、

(3) 受益権の換金請求権

投資者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に換金を請求する権利を有します。

換金代金は、換金受付日から起算して、原則として6営業日目から投資者に支払います。

換金の請求を行う投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該投資者の請求に係るこの換金を委託会社が行うのと引き換えに、当該換金に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対受益者の買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(5) 帳簿書類の閲覧または謄写の請求権

投資者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2025年8月5日から2026年8月3日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

- (3) 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っておりますので、参考情報として「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の貸借対照表、注記表及び附属明細表を記載しております。

なお、当該参考情報は監査意見の対象外となっております。

独立監査人の監査報告書

2026年10月16日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈良 将太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2025年8月5日から2026年8月3日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンドの2026年8月3日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 (2025年 8 月 4 日現在)	第 9 期 (2026年 8 月 3 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	32,828,243	40,965,823
金銭信託	119,043,136	192,300,050
投資信託受益証券	14,868,417,177	24,749,413,967
親投資信託受益証券	30,087,074,371	36,886,498,864
流動資産合計	45,107,362,927	61,869,178,704
資産合計	45,107,362,927	61,869,178,704
負債の部		
流動負債		
未払解約金	25,638,906	23,043,168
未払受託者報酬	5,760,065	8,063,599
未払委託者報酬	78,176,188	109,439,792
その他未払費用	1,400,776	1,509,445
流動負債合計	110,975,935	142,056,004
負債合計	110,975,935	142,056,004
純資産の部		
元本等		
元本	28,645,401,060	31,945,641,954
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	16,350,985,932	29,781,480,746
（分配準備積立金）	10,264,926,634	20,055,804,404
元本等合計	44,996,386,992	61,727,122,700
純資産合計	44,996,386,992	61,727,122,700
負債純資産合計	45,107,362,927	61,869,178,704

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 期 (自 2024年 8 月 3 日 至 2025年 8 月 4 日)	第 9 期 (自 2025年 8 月 5 日 至 2026年 8 月 3 日)
営業収益		
受取配当金	279,043,103	379,224,058
受取利息	36,342	8,123
有価証券売買等損益	2,863,531,489	10,314,057,293
為替差損益	△101,900,202	304,830,124
その他収益	6,693	19,377
営業収益合計	3,040,717,425	10,998,138,975
営業費用		
受託者報酬	11,192,124	15,062,407
委託者報酬	151,900,636	204,428,305
その他費用	2,997,639	3,289,549
営業費用合計	166,090,399	222,780,261
営業利益又は営業損失 (△)	2,874,627,026	10,775,358,714
経常利益又は経常損失 (△)	2,874,627,026	10,775,358,714
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,874,627,026	10,775,358,714
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	88,267,460	383,290,711
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	11,395,466,863	16,350,985,932
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,018,716,019	4,102,026,350
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,018,716,019	4,102,026,350
剰余金減少額又は欠損金増加額	849,556,516	1,063,599,539
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	849,556,516	1,063,599,539
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	16,350,985,932	29,781,480,746

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で時価評価しております。

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算期間末日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(2) 計算期間末日の取扱い

当計算期間は前計算期間末日及び当計算期間末日が休業日であったため、2025年8月5日から2026年8月3日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 (2025年8月4日現在)	第9期 (2026年8月3日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	28,645,401,060口	31,945,641,954口
2 1口当たり純資産額	1.5708円	1.9323円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第8期 (自 2024年8月3日 至 2025年8月4日)	第9期 (自 2025年8月5日 至 2026年8月3日)
分配金の計算過程	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(777,671,608円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(2,008,687,958円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(23,781,373円)、収益調整金(その他収益調整金)(6,062,277,925円)、分配準備積立金(7,478,567,068円)により、分配対象収益は16,350,985,932円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。	当計算期末における、費用控除後の配当等収益(1,064,671,764円)、費用控除及び繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(9,327,396,239円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(1,134,832,480円)、収益調整金(その他収益調整金)(8,590,843,862円)、分配準備積立金(9,663,736,401円)により、分配対象収益は29,781,480,746円となりましたが、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、当期は分配を見合わせました。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc. のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

第8期 (2025年8月4日現在)	第9期 (2026年8月3日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によってした場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 (1) 有価証券 同左 (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務) 同左</p> <p>3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p> <p>4 金銭債権の計算期間末日後の償還予定額 同左</p>

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 期中元本変動額

項目	第8期 (2025年8月4日現在)	第9期 (2026年8月3日現在)
期首元本額	24,501,089,535円	28,645,401,060円
期中追加設定元本額	5,955,937,852円	5,123,167,126円
期中一部解約元本額	1,811,626,327円	1,822,926,232円

2 有価証券関係

第8期 (2025年8月4日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,650,933,040
親投資信託受益証券	778,135,015
合計	2,429,068,055

第9期 (2026年8月3日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,659,138,689
親投資信託受益証券	3,952,418,596
合計	9,611,557,285

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	41,686,257	17,108,039,872	
	日本円 小計		41,686,257	17,108,039,872	
	アメリカドル	iShares MSCI EM UCITS ETF USD (Dist)	465,040.000	29,681,178.000	
		iShares MSCI Kokusai ETF	128,299.000	19,368,017.040	
	アメリカドル 小計		593,339.000	49,049,195.040 (7,641,374,095)	
投資信託受益証券 合計				24,749,413,967 (7,641,374,095)	
親投資信託 受益証券	日本円	国内債券インデックス・マ ザーファンド	10,332,413,389	9,628,776,037	
		先進国債券インデックス・マ ザーファンド	4,443,833,470	7,810,037,323	
		先進国株式インデックス・マ ザーファンド	2,218,983,391	14,542,107,652	
		先進国リート・インデック ス・マザーファンド	1,457,304,335	4,905,577,852	
	日本円 小計		18,452,534,585	36,886,498,864	
親投資信託受益証券 合計				36,886,498,864	
合計				61,635,912,831 (7,641,374,095)	

(注1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「国内債券インデックス・マザーファンド」、「先進国債券インデックス・マザーファンド」、「先進国株式インデックス・マザーファンド」、「先進国リート・インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2026年8月3日現在（以下「計算日」という）の状況は次の通りであります。

なお、以下に記載した情報は監査意見の対象外であります。

「国内債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年8月3日現在)
	金額（円）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	7,163,369
国債証券	45,904,157,706
地方債証券	3,084,506,414
特殊債券	2,257,458,505
社債券	3,924,681,710
未収入金	6,276,490,720
未収利息	231,472,596
前払費用	35,264,491
流動資産合計	61,721,195,511
資産合計	61,721,195,511
負債の部	
流動負債	
未払解約金	6,300,443,546
流動負債合計	6,300,443,546
負債合計	6,300,443,546
純資産の部	
元本等	
元本	59,468,927,321
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△4,048,175,356
元本等合計	55,420,751,965
純資産合計	55,420,751,965
負債純資産合計	61,721,195,511

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		(2026年8月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数		59,468,927,321口
2 投資信託財産の計算に関する規則 第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	4,048,175,356円
3 1口当たり純資産額		0.9319円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2026年8月3日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年8月3日現在)	
同計算期間の期首元本額	54,449,672,836円
同計算期間中の追加設定元本額	30,491,368,989円
同計算期間中の一部解約元本額	25,472,114,504円
同計算期間末日の元本額※	59,468,927,321円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 国内債券インデックス・ファンド	422,866,746円
国内債券インデックス・ファンド（適格機関投資家限定）	6,160,108,939円
国内債券インデックス・ファンドV A（適格機関投資家専用）	28,829,050円
ブラックロック世界分散投資ファンド	1,539,791,146円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（適格機関投資家限定）	3,258,911,805円
ブラックロックLifePathファンド2055	1,799,280,233円
ブラックロックLifePathファンド2045	3,340,759,821円
ブラックロックLifePathファンド2035	7,257,779,978円
GTAAセレクト・ベガ 2019-03（適格機関投資家限定）	316,204,329円
GTAAセレクト・ベガ 2020-06（適格機関投資家限定）	415,666,867円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	10,332,413,389円
ブラックロックLifePathファンド2030	7,094,146,618円
ブラックロックLifePathファンド2040	5,098,474,996円
ブラックロックLifePathファンド2050	1,983,025,707円
マルチ・アセット投資戦略ファンド（年1回決算型／適格機関投資家限定）	6,408,353,289円
ブラックロックLifePathファンド2025	1,570,780,330円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3（適格機関投資家限定）	911,715,834円
ブラックロックLifePathファンド2060	724,844,273円
ブラックロックLifePathファンド2065	776,593,022円
ブラックロックLifePathファンド2070	28,380,949円
合計	59,468,927,321円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年 8 月 3 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	△2, 678, 723, 089
地方債証券	△72, 749, 324
特殊債券	△135, 570, 398
社債券	△109, 218, 950
合計	△2, 996, 261, 761

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
国債証券	4 8 1 2年国債	210,000,000	209,598,900	
	4 8 2 2年国債	565,000,000	563,649,650	
	4 8 3 2年国債	510,000,000	509,337,000	
	4 8 4 2年国債	510,000,000	509,087,100	
	4 8 5 2年国債	420,000,000	419,067,600	
	4 8 6 2年国債	90,000,000	89,766,000	
	1 5 7 5年国債	520,000,000	509,516,800	
	1 5 8 5年国債	340,000,000	332,608,400	
	1 5 9 5年国債	210,000,000	204,540,000	
	1 6 0 5年国債	370,000,000	361,053,400	
	1 6 1 5年国債	250,000,000	244,410,000	
	1 6 2 5年国債	80,000,000	77,866,400	
	1 6 3 5年国債	230,000,000	224,339,700	
	1 6 4 5年国債	100,000,000	96,693,000	
	1 6 5 5年国債	300,000,000	290,763,000	
	1 6 6 5年国債	140,000,000	136,010,000	
	1 6 7 5年国債	140,000,000	135,443,000	
	1 6 8 5年国債	430,000,000	418,218,000	
	1 6 9 5年国債	250,000,000	242,522,500	
	1 7 0 5年国債	230,000,000	222,998,800	
	1 7 1 5年国債	200,000,000	192,842,000	
	1 7 2 5年国債	100,000,000	96,682,000	
	1 7 3 5年国債	230,000,000	222,053,500	
	1 7 4 5年国債	350,000,000	338,947,000	
	1 7 5 5年国債	50,000,000	48,520,500	
	1 7 6 5年国債	100,000,000	97,374,000	
	1 7 7 5年国債	300,000,000	293,079,000	
	1 7 8 5年国債	590,000,000	572,282,300	
	1 7 9 5年国債	360,000,000	347,796,000	
	1 8 0 5年国債	518,050,000	502,446,334	
	1 8 1 5年国債	715,000,000	696,438,600	
	1 8 2 5年国債	270,000,000	264,070,800	
	1 8 3 5年国債	520,000,000	511,212,000	
	1 8 4 5年国債	435,000,000	430,315,050	
	1 8 5 5年国債	570,000,000	568,791,600	
	1 8 6 5年国債	100,000,000	99,623,000	
	1 4 0年国債	202,000,000	160,612,220	
	2 4 0年国債	250,000,000	188,602,500	
	3 4 0年国債	235,000,000	174,203,150	
	4 4 0年国債	271,000,000	196,241,940	
	5 4 0年国債	268,000,000	181,980,040	
	6 4 0年国債	75,000,000	49,062,750	
	1 0 4 0年国債	58,000,000	26,561,680	
	1 1 4 0年国債	4,500,000	1,950,210	
	1 2 4 0年国債	10,000,000	3,717,500	
	1 4 4 0年国債	40,000,000	15,757,600	
	1 5 4 0年国債	170,000,000	74,759,200	
	1 6 4 0年国債	437,000,000	213,605,600	
	1 7 4 0年国債	430,000,000	281,030,800	
	1 8 4 0年国債	535,000,000	442,450,350	
	1 9 4 0年国債	30,000,000	29,058,000	

1	C T 5 年国債	210,000,000	203,931,000	
2	C T 5 年国債	310,000,000	299,959,100	
4	C T 5 年国債	50,000,000	49,294,000	
1	C T 1 0 年国債	460,000,000	405,517,600	
2	C T 1 0 年国債	460,000,000	412,114,000	
3 5 0	1 0 年国債	245,000,000	239,673,700	
3 5 1	1 0 年国債	353,000,000	343,822,000	
3 5 2	1 0 年国債	129,000,000	125,040,990	
3 5 3	1 0 年国債	220,000,000	212,245,000	
3 5 4	1 0 年国債	135,000,000	129,605,400	
3 5 7	1 0 年国債	150,000,000	141,654,000	
3 5 8	1 0 年国債	202,000,000	189,605,280	
3 5 9	1 0 年国債	172,000,000	160,472,560	
3 6 0	1 0 年国債	100,000,000	92,700,000	
3 6 1	1 0 年国債	150,000,000	138,136,500	
3 6 4	1 0 年国債	34,000,000	30,695,200	
3 6 5	1 0 年国債	13,000,000	11,659,050	
3 6 6	1 0 年国債	35,000,000	31,347,050	
3 6 7	1 0 年国債	180,000,000	160,057,800	
3 6 8	1 0 年国債	290,000,000	255,980,100	
3 6 9	1 0 年国債	130,000,000	116,240,800	
3 7 0	1 0 年国債	338,000,000	300,346,800	
3 7 1	1 0 年国債	360,000,000	315,266,400	
3 7 2	1 0 年国債	325,000,000	290,865,250	
3 7 3	1 0 年国債	45,000,000	39,391,650	
3 7 4	1 0 年国債	48,000,000	42,367,200	
3 7 5	1 0 年国債	250,000,000	224,527,500	
3 7 6	1 0 年国債	240,000,000	210,710,400	
3 7 7	1 0 年国債	373,000,000	333,745,480	
3 7 8	1 0 年国債	473,000,000	428,036,620	
3 7 9	1 0 年国債	396,000,000	359,524,440	
3 8 0	1 0 年国債	620,000,000	569,792,400	
3 8 1	1 0 年国債	420,000,000	397,866,000	
3 8 2	1 0 年国債	556,000,000	538,524,920	
3 8 3	1 0 年国債	130,000,000	128,793,600	
3	3 0 年国債	150,000,000	152,229,000	
6	3 0 年国債	80,000,000	81,085,600	
7	3 0 年国債	100,000,000	100,513,000	
1 2	3 0 年国債	200,000,000	195,930,000	
1 3	3 0 年国債	280,000,000	271,362,000	
1 4	3 0 年国債	70,000,000	69,507,200	
1 5	3 0 年国債	135,000,000	134,644,950	
1 6	3 0 年国債	250,000,000	248,655,000	
1 7	3 0 年国債	100,000,000	98,454,000	
1 8	3 0 年国債	300,000,000	292,218,000	
1 9	3 0 年国債	150,000,000	145,599,000	
2 0	3 0 年国債	110,000,000	108,150,900	
2 1	3 0 年国債	196,000,000	188,930,280	
2 2	3 0 年国債	120,000,000	117,225,600	
2 3	3 0 年国債	330,000,000	321,344,100	
2 4	3 0 年国債	397,000,000	385,320,260	
2 5	3 0 年国債	100,000,000	94,873,000	
2 6	3 0 年国債	315,000,000	300,377,700	
2 7	3 0 年国債	375,000,000	358,008,750	
2 8	3 0 年国債	590,000,000	558,789,000	
2 9	3 0 年国債	424,000,000	393,845,120	
3 0	3 0 年国債	380,000,000	345,826,600	
3 1	3 0 年国債	327,000,000	291,249,090	
3 2	3 0 年国債	613,000,000	547,409,000	

3 3	3 0 年国債	402,000,000	342,081,900	
3 4	3 0 年国債	705,000,000	610,142,250	
3 5	3 0 年国債	530,000,000	441,961,700	
3 6	3 0 年国債	535,000,000	441,888,600	
3 7	3 0 年国債	400,000,000	322,388,000	
3 8	3 0 年国債	285,000,000	223,847,550	
3 9	3 0 年国債	431,000,000	341,873,510	
4 0	3 0 年国債	253,000,000	196,424,140	
4 1	3 0 年国債	129,000,000	97,979,370	
4 2	3 0 年国債	101,000,000	76,276,210	
4 3	3 0 年国債	33,000,000	24,778,710	
4 7	3 0 年国債	57,000,000	41,135,760	
4 8	3 0 年国債	95,000,000	65,602,250	
4 9	3 0 年国債	114,000,000	78,226,800	
5 0	3 0 年国債	104,000,000	62,275,200	
5 2	3 0 年国債	41,000,000	22,411,830	
5 3	3 0 年国債	11,000,000	6,108,410	
5 4	3 0 年国債	119,000,000	68,880,770	
5 5	3 0 年国債	107,000,000	61,409,440	
5 6	3 0 年国債	303,000,000	172,422,150	
5 7	3 0 年国債	125,000,000	70,532,500	
5 8	3 0 年国債	120,000,000	67,143,600	
5 9	3 0 年国債	45,000,000	24,312,600	
6 0	3 0 年国債	189,000,000	106,919,190	
6 1	3 0 年国債	70,000,000	37,227,400	
6 3	3 0 年国債	39,000,000	18,633,420	
6 7	3 0 年国債	105,000,000	51,258,900	
6 8	3 0 年国債	43,000,000	20,765,560	
6 9	3 0 年国債	360,000,000	177,721,200	
7 0	3 0 年国債	415,000,000	202,935,000	
7 2	3 0 年国債	33,000,000	15,830,760	
7 4	3 0 年国債	200,000,000	104,004,000	
7 5	3 0 年国債	45,000,000	25,414,200	
7 6	3 0 年国債	119,000,000	68,791,520	
7 7	3 0 年国債	160,000,000	97,233,600	
8 0	3 0 年国債	205,000,000	130,000,750	
8 1	3 0 年国債	130,000,000	77,881,700	
8 2	3 0 年国債	221,000,000	139,199,060	
8 3	3 0 年国債	230,000,000	159,746,500	
8 4	3 0 年国債	205,000,000	138,668,150	
8 5	3 0 年国債	280,000,000	198,525,600	
8 6	3 0 年国債	350,000,000	253,918,000	
8 7	3 0 年国債	195,000,000	154,728,600	
8 8	3 0 年国債	165,000,000	142,172,250	
8 9	3 0 年国債	309,000,000	276,851,640	
9 0	3 0 年国債	225,000,000	213,531,750	
1 0 7	2 0 年国債	300,000,000	303,297,000	
1 0 9	2 0 年国債	110,000,000	110,649,000	
1 1 1	2 0 年国債	85,000,000	86,212,100	
1 1 3	2 0 年国債	210,000,000	212,274,300	
1 1 4	2 0 年国債	91,000,000	91,869,050	
1 1 5	2 0 年国債	200,000,000	202,578,000	
1 1 6	2 0 年国債	153,000,000	154,845,180	
1 1 8	2 0 年国債	103,000,000	103,371,830	
1 1 9	2 0 年国債	115,000,000	114,563,000	
1 2 0	2 0 年国債	150,000,000	148,294,500	
1 2 1	2 0 年国債	100,000,000	99,789,000	
1 2 2	2 0 年国債	180,000,000	178,932,600	
1 2 3	2 0 年国債	63,000,000	63,265,860	

1 2 4	2 0 年国債	150,000,000	150,000,000	
1 2 5	2 0 年国債	240,000,000	241,672,800	
1 2 6	2 0 年国債	70,000,000	69,866,300	
1 2 7	2 0 年国債	270,000,000	268,288,200	
1 2 8	2 0 年国債	220,000,000	218,149,800	
1 2 9	2 0 年国債	130,000,000	128,302,200	
1 3 0	2 0 年国債	304,000,000	299,427,840	
1 3 1	2 0 年国債	235,000,000	230,325,850	
1 3 2	2 0 年国債	190,000,000	185,833,300	
1 3 3	2 0 年国債	160,000,000	157,262,400	
1 3 4	2 0 年国債	397,500,000	389,637,450	
1 3 5	2 0 年国債	150,000,000	146,208,000	
1 3 6	2 0 年国債	250,000,000	242,370,000	
1 3 7	2 0 年国債	414,850,000	403,006,032	
1 3 8	2 0 年国債	135,000,000	129,676,950	
1 3 9	2 0 年国債	290,000,000	280,142,900	
1 4 0	2 0 年国債	155,000,000	150,044,650	
1 4 1	2 0 年国債	450,000,000	434,254,500	
1 4 2	2 0 年国債	424,000,000	411,631,920	
1 4 3	2 0 年国債	180,000,000	172,013,400	
1 4 4	2 0 年国債	320,000,000	303,884,800	
1 4 5	2 0 年国債	500,000,000	478,915,000	
1 4 6	2 0 年国債	195,000,000	185,953,950	
1 4 7	2 0 年国債	220,000,000	207,343,400	
1 4 8	2 0 年国債	150,000,000	139,677,000	
1 4 9	2 0 年国債	205,000,000	189,944,800	
1 5 0	2 0 年国債	356,000,000	325,583,360	
1 5 1	2 0 年国債	75,000,000	67,107,000	
1 5 2	2 0 年国債	122,000,000	108,551,940	
1 5 3	2 0 年国債	160,000,000	142,732,800	
1 5 4	2 0 年国債	60,000,000	52,732,800	
1 5 8	2 0 年国債	25,000,000	19,882,250	
1 5 9	2 0 年国債	100,000,000	79,712,000	
1 6 0	2 0 年国債	90,000,000	71,931,600	
1 6 1	2 0 年国債	20,000,000	15,665,200	
1 6 2	2 0 年国債	50,000,000	38,806,000	
1 6 3	2 0 年国債	190,000,000	146,172,700	
1 6 5	2 0 年国債	20,000,000	14,910,000	
1 6 6	2 0 年国債	132,000,000	100,103,520	
1 6 7	2 0 年国債	55,000,000	40,211,050	
1 6 8	2 0 年国債	90,000,000	64,249,200	
1 6 9	2 0 年国債	66,000,000	45,947,880	
1 7 1	2 0 年国債	20,000,000	13,634,200	
1 7 3	2 0 年国債	150,000,000	101,812,500	
1 7 4	2 0 年国債	29,000,000	19,487,710	
1 7 6	2 0 年国債	220,000,000	147,521,000	
1 7 8	2 0 年国債	160,000,000	105,283,200	
1 7 9	2 0 年国債	39,000,000	25,422,150	
1 8 0	2 0 年国債	45,000,000	30,696,300	
1 8 1	2 0 年国債	20,000,000	13,779,000	
1 8 3	2 0 年国債	232,000,000	171,714,800	
1 8 4	2 0 年国債	30,000,000	20,936,700	
1 8 6	2 0 年国債	100,000,000	73,838,000	
1 8 8	2 0 年国債	213,000,000	158,112,030	
1 8 9	2 0 年国債	475,000,000	369,103,500	
1 9 0	2 0 年国債	95,000,000	72,239,900	
1 9 1	2 0 年国債	180,000,000	141,046,200	
1 9 2	2 0 年国債	370,000,000	308,457,900	
1 9 3	2 0 年国債	570,000,000	480,880,500	

	1 9 4 2 0 年国債	60,000,000	52,083,000	
	1 9 5 2 0 年国債	223,000,000	208,299,840	
	1 9 6 2 0 年国債	395,000,000	378,939,300	
	1 9 7 2 0 年国債	70,000,000	70,120,400	
国債証券 合計			45,904,157,706	
地方債証券	7 7 4 東京都公債	10,000,000	9,819,440	
	8 0 7 東京都公債	100,000,000	92,878,800	
	8 1 7 東京都公債	50,000,000	45,068,650	
	1 6 東京都 2 0 年	100,000,000	100,633,300	
	2 - 3 北海道公債	44,000,000	40,934,344	
	2 2 5 神奈川県公債	70,000,000	69,767,110	
	2 9 神奈川県 2 0 年	100,000,000	87,677,200	
	9 7 神奈川県 5 年	100,000,000	96,837,400	
	4 6 3 大阪府公債	130,000,000	118,919,580	
	4 7 3 大阪府公債	30,000,000	26,839,320	
	2 6 - 5 京都府 2 0 年	100,000,000	90,696,500	
	9 兵庫県公債 2 0 年	100,000,000	101,081,100	
	5 - 4 静岡県 5 年	100,000,000	97,938,700	
	2 6 - 1 1 愛知県 1 5 年	100,000,000	97,150,100	
	2 - 4 広島県公債	100,000,000	91,918,900	
	1 - 9 埼玉県公債	100,000,000	93,257,700	
	3 - 4 埼玉県公債	100,000,000	90,546,300	
	2 6 - 1 福岡県 1 5 年	100,000,000	96,839,200	
	3 0 - 3 新潟県公債	100,000,000	95,935,500	
	5 - 1 新潟県公債	100,000,000	88,561,200	
	4 - 4 長野県公債	100,000,000	88,403,100	
	3 2 群馬県公債	100,000,000	90,900,100	
	1 8 1 共同発行地方	100,000,000	97,626,300	
	1 9 1 共同発行地方	100,000,000	95,955,100	
	2 1 6 共同発行地方	100,000,000	91,375,200	
	2 1 8 共同発行地方	100,000,000	90,728,700	
	2 2 2 共同発行地方	100,000,000	89,689,800	
	2 3 5 共同発行地方	100,000,000	88,458,400	
	2 - 2 栃木県公債	100,000,000	91,886,200	
	5 1 9 名古屋市債	100,000,000	89,040,800	
	3 0 - 5 横浜市公債	100,000,000	96,784,100	
	4 - 1 広島市 5 年	30,000,000	29,659,230	
	4 - 3 広島市 5 年	30,000,000	29,527,650	
	2 5 さいたま市公債	100,000,000	92,744,700	
	1 - 1 宮崎県公債	100,000,000	93,169,800	
	2 - 1 和歌山県公債	100,000,000	91,865,900	
	3 0 - 1 三重県公債	10,000,000	9,640,190	
	7 - 1 岡山市公債	100,000,000	93,750,800	
地方債証券 合計			3,084,506,414	
特殊債券	7 6 政保政策投資 C	100,000,000	93,714,700	
	1 9 9 政保道路機構	100,000,000	94,497,100	
	3 3 3 政保道路機構	100,000,000	98,164,100	
	1 9 4 地方公共団体	100,000,000	90,315,600	
	2 0 1 地方公共団体	100,000,000	95,193,000	
	F 1 4 3 地方公共団体	100,000,000	99,910,100	
	F 2 3 4 地方公共団体	100,000,000	90,441,700	
	F 3 5 3 地方公共団体	100,000,000	90,205,400	
	9 6 地方公共団体	30,000,000	29,720,940	
	1 0 5 政保地方公共	100,000,000	98,006,100	
	8 1 地方公共団 2 0	100,000,000	64,776,500	
	1 4 政保地方公共 4	100,000,000	97,813,400	
	1 3 8 都市再生	100,000,000	56,893,600	
	8 5 住宅支援機構	100,000,000	97,743,400	
	2 6 住宅機構 R M B S	32,094,000	32,138,931	

	4 1 住宅機構RMB S	49,083,000	47,158,946	
	7 7 住宅機構RMB S	23,557,000	21,340,286	
	8 7 住宅機構RMB S	30,595,000	26,431,020	
	9 4 住宅機構RMB S	38,962,000	32,354,044	
	9 7 住宅機構RMB S	40,303,000	33,370,884	
	1 0 9 住宅機構RMB S	53,367,000	40,767,051	
	1 3 5 住宅機構RMB S	62,453,000	45,078,575	
	1 5 0 住宅機構RMB S	69,473,000	48,561,627	
	1 6 3 住宅機構RMB S	74,794,000	52,011,747	
	1 6 8 住宅機構RMB S	74,387,000	51,743,597	
	1 7 0 住宅機構RMB S	75,701,000	52,415,372	
	1 8 2 住宅機構RMB S	80,747,000	56,038,418	
	1 9 0 住宅機構RMB S	82,927,000	60,694,271	
	2 1 1 住宅機構RMB S	92,173,000	68,834,796	
	2 3 0 住宅機構RMB S	100,000,000	95,750,000	
	4 0 1 信金中金	100,000,000	97,754,300	
	6 国際協力機構	100,000,000	99,681,300	
	1 1 2 鉄道建設・運	100,000,000	97,937,700	
特殊債券 合計			2,257,458,505	
社債券	2 5 B P C E S. A.	100,000,000	99,550,100	
	4 5 B P C E S. A.	100,000,000	99,578,500	
	1 1 4 東日本高速道	100,000,000	96,683,700	
	1 0 1 中日本高速道	100,000,000	97,404,400	
	1 0 5 中日本高速道	100,000,000	96,728,000	
	1 1 0 中日本高速道	100,000,000	96,607,800	
	9 9 西日本高速道	100,000,000	96,454,300	
	1 0 0 西日本高速道	100,000,000	96,976,600	
	5 0 鹿島建設	100,000,000	93,178,100	
	2 5 ニチレイ	100,000,000	98,579,200	
	4 3 東洋紡	100,000,000	96,020,600	
	1 8 野村不動産HD	100,000,000	96,729,600	
	1 日本酸素HD	100,000,000	99,760,100	
	1 7 オリエンタルランド	100,000,000	98,508,400	
	1 9 小松製作所	100,000,000	99,418,300	
	4 2 ソニーG	100,000,000	97,099,100	
	6 TDK	100,000,000	98,771,900	
	1 0 ヤマハ発動機	100,000,000	99,455,600	
	7 3 三井物産	100,000,000	95,155,500	
	4 4 三菱UFJFG劣後	100,000,000	99,393,000	
	3 0 三井住友TB	100,000,000	89,513,800	
	6 1 三井住友銀行	100,000,000	99,080,800	
	4 7 芙蓉総合リース	100,000,000	99,738,600	
	3 0 NTTファイナンス	100,000,000	89,020,800	
	3 4 東京センチュリー	100,000,000	96,721,500	
	1 0 4 トヨタファイナンス	100,000,000	98,859,100	
	5 2 リコーリース	100,000,000	99,406,900	
	2 2 3 オリックス	100,000,000	96,352,300	
	1 8 三菱HCキャピタル	100,000,000	98,422,900	
	1 4 0 三菱地所	100,000,000	89,501,000	
	5 0 京浜急行電鉄	100,000,000	89,716,700	
	8 4 小田急電鉄	100,000,000	69,460,600	
	1 3 6 東日本旅客鉄	100,000,000	53,685,000	
	4 8 西日本旅客鉄	100,000,000	58,671,600	
	8 横浜高速鉄道	100,000,000	89,093,500	
	2 6 九州旅客鉄道	100,000,000	98,481,000	
	1 3 日本航空	100,000,000	87,279,500	
	4 0 0 中国電力	10,000,000	9,867,510	
	3 5 沖縄電力	100,000,000	87,730,100	
	3 3 JERA	100,000,000	94,869,800	

	6 5 東京瓦斯	100,000,000	92,232,600	
	4 8 東邦瓦斯	100,000,000	95,846,100	
	2 1 西部ガスHD	100,000,000	89,077,200	
社債券	合計		3,924,681,710	
合計			55,170,804,335	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国債券インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年8月3日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	225,642,165
金銭信託	16,274,476
国債証券	65,568,091,809
派生商品評価勘定	7,318,265
未収入金	553,180,849
未収利息	594,464,918
前払費用	119,298,411
流動資産合計	67,084,270,893
資産合計	67,084,270,893
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	7,301,409
未払金	664,530,207
未払解約金	58,452
流動負債合計	671,890,068
負債合計	671,890,068
純資産の部	
元本等	
元本	37,788,301,977
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	28,624,078,848
元本等合計	66,412,380,825
純資産合計	66,412,380,825
負債純資産合計	67,084,270,893

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年8月3日から翌年8月2日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

公社債は個別法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

(3) 時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4 その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2026年8月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	37,788,301,977口
2 1口当たり純資産額	1.7575円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2026年8月3日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。

2 時価の算定方法

(1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年8月3日現在)	
同計算期間の期首元本額	28,794,023,155円
同計算期間中の追加設定元本額	22,753,578,413円
同計算期間中の一部解約元本額	13,759,299,591円
同計算期間末日の元本額※	37,788,301,977円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
J D F インデックス・ファンド外国債券VA (適格機関投資家専用)	1,338,262,239円
iシェアーズ 先進国債券インデックス・ファンド	543,667,037円
外国債券インデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	6,707,785,674円
マルチ・アセット投資戦略ファンド (適格機関投資家限定)	6,341,160,368円
ブラックロックLifePathファンド2055	463,577,319円
ブラックロックLifePathファンド2045	492,213,345円
ブラックロックLifePathファンド2035	729,844,366円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	4,443,833,470円
ブラックロックLifePathファンド2030	626,790,985円
ブラックロックLifePathファンド2040	604,665,699円
ブラックロックLifePathファンド2050	383,927,663円
マルチ・アセット投資戦略ファンド (年1回決算型／適格機関投資家限定)	12,670,673,628円
ブラックロックLifePathファンド2025	130,557,293円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3 (適格機関投資家限定)	1,846,823,629円
ブラックロックLifePathファンド2060	219,971,861円
ブラックロックLifePathファンド2065	235,858,508円
ブラックロックLifePathファンド2070	8,688,893円
合計	37,788,301,977円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年 8 月 3 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	△1, 365, 156, 437
合計	△1, 365, 156, 437

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(2026年 8 月 3 日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち 1 年超 (円)		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	アメリカドル	45, 746, 765	—	44, 353, 805	1, 392, 960
	イギリスポンド	51, 679, 538	—	50, 223, 606	1, 455, 932
	ポーランドズロチ	24, 495, 701	—	23, 821, 222	674, 479
	マレーシアリンギット	1, 915, 056	—	1, 863, 529	51, 527
	ユーロ	132, 168, 195	—	128, 424, 828	3, 743, 367
	買建				
	カナダドル	23, 953, 304	—	23, 224, 758	△728, 546
	韓国ウォン	180, 879, 206	—	175, 766, 263	△5, 112, 943
	中国元	49, 977, 690	—	48, 517, 770	△1, 459, 920
	合計	510, 815, 455	—	496, 195, 781	16, 856

(注 1) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注 2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.375% 2027/09/30	151,000.000	144,547.100	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.5% 2027/10/31	670,000.000	640,216.390	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/11/30	920,000.000	877,773.420	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.625% 2027/12/31	1,770,000.000	1,683,297.630	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 0.75% 2028/01/31	660,000.000	626,896.870	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/02/29	500,000.000	476,386.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2028/08/31	1,990,000.000	1,866,013.640	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2040/05/15	100,000.000	61,007.810	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.125% 2040/08/15	200,000.000	120,710.930	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/03/31	1,805,000.000	1,718,768.930	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/05/31	2,020,000.000	1,913,792.170	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/06/30	1,080,000.000	1,020,684.360	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2028/09/30	960,000.000	900,112.490	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.25% 2031/08/15	400,000.000	342,875.000	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2028/10/31	1,000,000.000	937,890.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2031/11/15	730,000.000	624,691.790	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2040/11/15	385,000.000	239,632.410	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.375% 2050/08/15	740,000.000	343,001.550	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.5% 2028/11/30	1,000,000.000	938,359.360	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2031/05/15	1,100,000.000	968,128.890	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.625% 2050/11/15	780,000.000	385,886.710	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2029/01/31	1,500,000.000	1,409,765.620	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.75% 2041/08/15	265,000.000	170,738.660	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2032/02/15	750,000.000	655,048.820	
		UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2041/02/15	385,000.000	257,408.590	

UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2051/02/15	1,155,000.000	608,134.540	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 1.875% 2051/11/15	1,209,000.000	628,538.300	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2041/11/15	600,000.000	399,234.360	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2050/02/15	533,000.000	294,690.700	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2% 2051/08/15	1,005,000.000	541,875.570	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2027/11/15	1,220,000.000	1,190,167.170	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2041/05/15	190,000.000	133,408.200	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2049/08/15	447,000.000	264,026.820	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.25% 2052/02/15	1,323,000.000	754,730.150	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2029/03/31	1,130,000.000	1,075,000.760	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2042/02/15	370,000.000	259,317.950	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2049/11/15	1,150,000.000	696,109.370	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.375% 2051/05/15	1,030,000.000	611,240.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2028/02/15	1,382,000.000	1,351,336.860	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2029/05/31	330,000.000	316,271.470	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.75% 2032/08/15	2,310,000.000	2,096,325.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/05/15	2,030,000.000	1,981,708.170	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2028/08/15	2,800,000.000	2,723,984.350	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2032/05/15	3,027,000.000	2,779,755.540	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2043/05/15	660,000.000	486,260.140	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2049/05/15	700,000.000	473,402.320	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 2.875% 2052/05/15	1,140,000.000	748,926.550	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2045/05/15	130,000.000	94,605.460	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2047/02/15	20,000.000	14,220.310	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2047/05/15	495,000.000	350,908.580	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2048/02/15	790,000.000	554,728.120	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2048/08/15	650,000.000	453,882.810	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2049/02/15	365,000.000	253,475.380	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3% 2052/08/15	1,335,000.000	898,830.450	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2027/08/31	2,000,000.000	1,977,812.500	
UNITED STATES TREASURY	1,450,000.000	1,413,183.570	

NOTE/BOND 3.125% 2028/11/15			
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2029/08/31	500,000.000	482,656.250	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2043/02/15	347,000.000	266,525.810	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2044/08/15	645,000.000	483,674.400	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.125% 2048/05/15	1,280,000.000	916,999.990	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2029/06/30	1,000,000.000	970,546.870	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.25% 2042/05/15	540,000.000	427,739.050	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2033/05/15	2,998,000.000	2,792,941.450	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2042/08/15	470,000.000	377,083.190	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2044/05/15	930,000.000	727,216.380	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2048/11/15	975,000.000	727,136.700	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.375% 2027/09/15	1,500,000.000	1,486,816.390	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2028/01/31	2,400,000.000	2,374,031.230	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/01/31	1,493,000.000	1,451,126.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/04/30	1,110,000.000	1,076,309.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2033/02/15	2,280,000.000	2,146,762.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/09/30	830,000.000	823,548.040	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2027/10/31	200,000.000	198,265.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2028/05/31	2,280,000.000	2,254,260.920	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/03/31	1,930,000.000	1,880,996.060	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2043/08/15	1,200,000.000	981,796.860	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2044/02/15	1,200,000.000	975,890.610	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2053/02/15	565,000.000	429,731.040	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2053/05/15	1,270,000.000	964,902.310	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2027/08/31	1,600,000.000	1,590,624.990	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2029/08/31	500,000.000	489,726.560	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/08/31	1,000,000.000	971,093.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2031/09/30	470,000.000	452,338.270	

UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/05/31	1,000,000.000	977,734.370	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/06/30	1,420,000.000	1,387,495.290	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2030/12/31	1,350,000.000	1,314,298.810	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2043/11/15	1,340,000.000	1,112,147.640	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2027/08/15	350,000.000	348,430.470	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2031/08/31	1,370,000.000	1,327,133.960	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2032/10/31	2,350,000.000	2,252,052.710	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.75% 2033/02/28	350,000.000	334,468.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/11/30	2,520,000.000	2,508,482.780	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/12/31	1,170,000.000	1,164,150.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/09/30	450,000.000	443,777.340	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/11/30	1,300,000.000	1,280,550.770	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2029/12/31	1,440,000.000	1,417,668.720	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2043/02/15	400,000.000	340,703.120	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2027/10/15	1,000,000.000	996,132.810	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2028/03/15	800,000.000	795,312.480	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2028/07/15	4,051,000.000	4,020,459.220	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2030/07/31	1,700,000.000	1,667,859.370	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.875% 2034/08/15	1,350,000.000	1,281,814.420	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2028/02/29	2,000,000.000	1,992,265.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/01/31	1,250,000.000	1,240,527.330	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/10/31	550,000.000	544,091.790	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2030/07/31	1,670,000.000	1,645,993.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2031/01/31	900,000.000	884,671.860	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2034/02/15	2,210,000.000	2,125,743.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2042/11/15	470,000.000	408,092.170	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2052/11/15	1,380,000.000	1,124,053.110	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2029/07/31	1,020,000.000	1,010,437.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2030/03/31	2,900,000.000	2,863,183.560	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2030/05/31	1,500,000.000	1,479,609.370	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15	1,580,000.000	1,497,790.600	
UNITED STATES TREASURY	880,000.000	879,243.730	

NOTE/BOND 4.125% 2027/09/30			
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/03/31	1,270,000.000	1,263,650.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2030/08/31	1,530,000.000	1,514,042.560	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/03/31	2,600,000.000	2,567,601.550	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/11/15	2,550,000.000	2,495,015.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2053/08/15	2,065,000.000	1,717,015.210	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2027/11/15	1,000,000.000	998,710.930	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/10/31	500,000.000	496,503.900	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2029/11/30	750,000.000	744,580.070	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/05/31	2,350,000.000	2,319,339.830	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2031/11/30	600,000.000	590,578.120	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/03/31	600,000.000	589,382.800	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2032/05/31	2,000,000.000	1,963,046.860	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2036/02/15	1,340,000.000	1,280,537.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2044/08/15	860,000.000	746,755.450	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2029/02/28	1,824,000.000	1,821,007.470	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2031/02/28	1,540,000.000	1,529,292.170	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2031/06/30	500,000.000	495,937.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2054/02/15	820,000.000	696,231.240	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2028/01/15	1,670,000.000	1,670,065.130	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2028/02/15	120,000.000	119,990.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2030/01/31	550,000.000	547,787.100	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2034/11/15	1,320,000.000	1,284,060.910	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/05/15	1,800,000.000	1,745,367.160	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2035/08/15	1,735,000.000	1,679,900.170	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2040/11/15	200,000.000	183,796.870	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.25% 2054/08/15	260,000.000	220,786.710	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2028/08/31	1,150,000.000	1,152,021.470	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2028/11/30	1,500,000.000	1,502,050.650	

UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2030/11/30	730,000.000	728,773.820	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2034/05/15	1,160,000.000	1,141,603.110	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2041/05/15	200,000.000	185,265.620	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2032/01/31	1,320,000.000	1,314,018.750	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2036/05/15	2,434,000.000	2,370,107.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.375% 2039/11/15	100,000.000	94,312.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2029/05/31	2,484,000.000	2,494,867.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2033/11/15	2,175,000.000	2,163,700.160	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2044/02/15	940,000.000	860,026.550	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2031/12/31	880,000.000	881,615.590	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2039/8/15	135,000.000	129,304.680	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.5% 2054/11/15	1,445,000.000	1,280,010.310	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2028/09/30	1,200,000.000	1,207,968.720	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2029/04/30	1,000,000.000	1,007,617.100	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2030/09/30	1,500,000.000	1,512,480.450	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2031/04/30	1,260,000.000	1,270,680.380	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2031/05/31	1,460,000.000	1,471,919.440	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2044/05/15	300,000.000	278,472.650	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2054/05/15	910,000.000	823,016.770	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2035/02/15	1,530,000.000	1,526,175.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2044/11/15	1,000,000.000	925,703.120	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2045/11/15	1,200,000.000	1,106,250.000	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2046/02/15	1,530,000.000	1,409,512.500	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.625% 2055/02/15	350,000.000	316,531.250	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2043/11/15	200,000.000	189,117.180	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2053/11/15	140,000.000	129,007.800	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2045/02/15	930,000.000	874,054.670	
UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.75% 2055/05/15	2,770,000.000	2,557,164.420	

	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2028/10/31	1,910,000.000	1,932,904.910	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2030/10/31	1,945,000.000	1,979,569.240	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.875% 2045/08/15	1,030,000.000	981,557.790	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 5% 2045/05/15	1,110,000.000	1,075,355.830	
	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 5.25% 2028/11/15	620,000.000	632,932.760	
アメリカドル 小計		203,273,000.000	187,923,500.360 (29,276,602,121)	
イギリスポンド	TREASURY 4.0% 2060/01/22	160,000.000	118,968.320	
	UNITED KINGDOM GILT 1% 2032/01/31	44,000.000	36,266.820	
	UNITED KINGDOM GILT 1.125% 2073/10/22	50,000.000	13,902.100	
	UNITED KINGDOM GILT 1.625% 2071/10/22	149,000.000	53,667.110	
	UNITED KINGDOM GILT 2.5% 2065/07/22	120,000.000	60,490.560	
	UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2033/01/31	1,053,000.000	965,390.400	
	UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2045/01/22	96,000.000	72,479.130	
	UNITED KINGDOM GILT 3.5% 2068/07/22	620,000.000	406,441.000	
	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2038/01/29	119,000.000	103,655.660	
	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2053/10/22	327,000.000	236,379.470	
	UNITED KINGDOM GILT 3.75% 2052/7/22	89,000.000	65,097.620	
	UNITED KINGDOM GILT 4% 2031/10/22	1,485,000.000	1,441,611.270	
	UNITED KINGDOM GILT 4% 2063/10/22	545,000.000	401,229.000	
	UNITED KINGDOM GILT 4% 2029/05/22	910,000.000	898,116.310	
	UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2029/07/22	303,000.000	299,893.930	
	UNITED KINGDOM GILT 4.125% 2031/03/07	904,000.000	886,637.770	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2034/07/31	530,000.000	507,250.280	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2046/12/07	515,000.000	426,856.190	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2049/12/7	457,000.000	370,931.810	
	UNITED KINGDOM GILT 4.25% 2055/12/7	170,000.000	133,837.090	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2054/07/31	774,000.000	623,812.250	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2028/03/07	1,233,000.000	1,232,430.350	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2030/03/07	1,240,000.000	1,233,312.670	
	UNITED KINGDOM GILT 4.375% 2040/01/31	1,210,000.000	1,093,175.710	
	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2028/06/07	120,000.000	120,187.440	
	UNITED KINGDOM GILT 4.5% 2035/03/07	781,000.000	755,192.630	
	UNITED KINGDOM GILT 4.625% 2034/01/31	797,000.000	785,351.840	
	UNITED KINGDOM GILT 4.625% 2037/03/07	165,000.000	157,736.530	
	UNITED KINGDOM GILT 4.75% 2043/10/22	1,610,000.000	1,458,489.340	
	UNITED KINGDOM GILT 4.75%	1,019,000.000	997,703.910	

	2035/10/22			
	UNITED KINGDOM GILT 4.875% 2036/07/31	210,000.000	206,185.770	
	UNITED KINGDOM GILT 5.25% 2041/01/31	1,078,000.000	1,057,441.450	
	UNITED KINGDOM GILT 5.375% 2056/01/31	489,000.000	462,269.780	
イギリスポンド	小計	19,372,000.000	17,682,391.510 (3,716,485,048)	
イスラエルシェケル	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.3% 2032/04/30	1,435,000.000	1,267,822.500	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 1.5% 2037/05/31	813,000.000	641,944.240	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.25% 2028/09/28	590,000.000	586,519.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 2.8% 2052/11/29	390,000.000	297,531.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2027/09/30	109,000.000	113,054.800	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2029/02/28	698,000.000	713,076.800	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 3.75% 2047/03/31	375,000.000	352,125.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4% 2035/03/30	110,000.000	112,937.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4.1% 2028/07/31	55,000.000	55,698.500	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4.15% 2035/10/31	260,000.000	274,092.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 4.6% 2029/08/31	780,000.000	836,940.000	
	ISRAEL GOVERNMENT BOND - FIXED 5.5% 2042/01/31	420,000.000	497,952.000	
イスラエルシェケル	小計	6,035,000.000	5,749,692.840 (293,855,877)	
オーストラリアドル	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2030/12/21	50,000.000	43,062.500	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1% 2031/11/21	371,000.000	308,998.480	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/06/21	514,000.000	445,946.400	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/11/21	140,000.000	117,839.400	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.25% 2028/05/21	215,000.000	206,642.950	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/05/21	640,000.000	595,833.600	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/11/21	375,000.000	366,476.250	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/11/21	78,000.000	75,046.920	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2029/11/21	555,000.000	525,629.400	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 2.75% 2041/05/21	260,000.000	195,423.800	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2033/11/21	357,000.000	318,633.210	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3% 2047/03/21	267,000.000	188,584.770	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2029/04/21	333,000.000	322,510.500	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.25% 2039/06/21	310,000.000	256,559.100	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.5% 2034/12/21	622,000.000	564,713.800	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2034/05/21	220,000.000	205,121.400	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2034/06/21	380,000.000	366,278.200	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2035/12/21	937,000.000	890,871.490	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.25% 2036/10/21	290,000.000	273,748.400	

	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.5% 2033/04/21	1,000,000.000	988,340.000	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2054/06/21	224,000.000	201,476.800	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 4.75% 2037/10/21	285,000.000	278,943.750	
	AUSTRALIA GOVERNMENT BOND 5% 2036/06/21	80,000.000	80,368.000	
オーストラリアドル 小計		8,503,000.000	7,817,049.120 (857,608,459)	
カナダドル	CANADA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 2.75% 2064/12/01	77,000.000	57,572.900	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.25% 2030/06/01	811,000.000	754,432.750	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 1.5% 2031/06/01	690,000.000	635,317.500	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2032/06/01	571,000.000	529,808.060	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2% 2051/12/01	627,000.000	425,168.700	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2027/09/01	170,000.000	170,056.100	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2048/12/01	156,000.000	127,642.320	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2055/12/01	545,000.000	423,944.600	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/08/01	299,000.000	297,759.150	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2030/09/01	160,000.000	157,081.600	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.75% 2031/03/01	620,000.000	606,372.400	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2034/06/01	561,000.000	541,286.460	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3% 2031/09/01	180,000.000	177,402.600	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2033/12/01	160,000.000	157,652.800	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/12/01	170,000.000	166,343.300	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2035/06/01	613,000.000	597,454.320	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2035/12/01	630,000.000	611,402.400	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.25% 2036/06/01	660,000.000	637,764.600	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2028/03/01	1,317,000.000	1,329,524.670	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/09/01	716,000.000	724,119.440	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2045/12/1	85,000.000	80,194.950	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 2057/12/01	490,000.000	442,607.200	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2029/03/01	936,000.000	957,967.920	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4% 2041/06/01	100,000.000	101,841.000	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5% 2037/6/1	104,000.000	115,785.280	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2029/06/01	380,000.000	407,686.800	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 2033/6/1	1,110,000.000	1,264,933.800	
カナダドル 小計		12,938,000.000	12,499,123.620 (1,389,527,573)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOV' T 2.875% 2030/09/01	70,000.000	72,665.600	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.625% 2031/07/01	123,000.000	120,822.870	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.875% 2050/03/01	50,000.000	45,274.970	

	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1. 875% 2051/10/01	84,000.000	75,347.950	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 25% 2036/08/01	215,000.000	212,811.300	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 375% 2039/07/01	180,000.000	179,369.910	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 625% 2028/05/01	209,000.000	212,385.690	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 75% 2042/04/01	69,000.000	72,035.970	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 75% 2046/03/01	175,000.000	183,961.750	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2. 875% 2029/07/01	403,000.000	415,089.850	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3% 2072/08/01	96,000.000	106,943.700	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3. 25% 2054/06/01	50,000.000	57,869.000	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3. 375% 2033/09/01	170,000.000	182,579.960	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3. 375% 2034/05/01	37,000.000	39,885.990	
シンガポールドル 小計		1,931,000.000	1,977,044.510 (240,705,169)	
スウェーデンク ローナ	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0. 125% 2031/05/12	840,000.000	744,525.310	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0. 75% 2028/05/12	595,000.000	577,415.330	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 0. 75% 2029/11/12	1,690,000.000	1,593,993.530	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 1. 75% 2033/11/11	650,000.000	603,945.700	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2. 25% 2032/06/01	1,720,000.000	1,671,805.600	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2. 25% 2035/05/11	1,080,000.000	1,024,380.000	
	SWEDEN GOVERNMENT BOND 2. 5% 2036/10/15	100,000.000	95,417.000	
	SWEDISH GOVERNMENT 3. 5% 2039/03/30	1,035,000.000	1,075,200.090	
スウェーデンクローナ 小計		7,710,000.000	7,386,682.560 (121,289,328)	
デンマークク ローネ	DENMARK GOVERNMENT BOND 0% 2031/11/15	1,170,000.000	1,013,636.800	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0. 25% 2052/11/15	930,000.000	434,596.330	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0. 5% 2027/11/15	650,000.000	634,205.710	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 0. 5% 2029/11/15	550,000.000	513,615.850	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 2. 25% 2033/11/15	830,000.000	796,613.250	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 2. 25% 2035/11/15	660,000.000	619,245.000	
	DENMARK GOVERNMENT BOND 4. 5% 2039/11/15	1,194,000.000	1,361,240.450	
デンマーククローネ 小計		5,984,000.000	5,373,153.390 (129,278,071)	
ニュージーラン ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 0. 25% 2028/05/15	90,000.000	84,802.500	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1. 5% 2031/05/15	232,000.000	205,445.280	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 1. 75% 2041/05/15	303,000.000	199,743.660	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2% 2032/05/15	100,000.000	88,320.000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 2. 75% 2037/04/15	10,000.000	8,323.000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3% 2029/04/20	300,000.000	293,730.000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 3. 5% 2033/04/14	370,000.000	351,044.900	

	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.25% 2034/05/15	40,000.000	39,374.000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.25% 2036/05/15	150,000.000	144,999.000	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2030/05/15	423,000.000	430,504.020	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2035/05/15	113,000.000	112,268.890	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 4.75% 2038/05/15	110,000.000	109,245.400	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT BOND 5% 2054/05/15	125,000.000	120,051.250	
ニュージーランドドル 小計		2,366,000.000	2,187,851.900 (201,019,833)	
ノルウェークローネ	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.25% 2031/09/17	930,000.000	795,383.430	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.375% 2030/08/19	590,000.000	522,690.440	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 1.75% 2029/09/06	560,000.000	514,290.950	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 2% 2028/04/26	605,000.000	578,606.720	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 2.125% 2032/05/18	730,000.000	645,237.810	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3% 2033/08/15	1,700,000.000	1,557,629.040	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.5% 2042/10/06	120,000.000	107,399.760	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.625% 2034/04/13	530,000.000	502,624.440	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.625% 2039/05/31	400,000.000	368,248.000	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 3.75% 2035/06/12	590,000.000	561,154.620	
	NORWAY GOVERNMENT BOND 4.125% 2036/06/03	650,000.000	632,125.000	
ノルウェークローネ 小計		7,405,000.000	6,785,390.210 (111,619,669)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 5.75% 2029/04/25	1,750,000.000	1,801,707.040	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 0% 2028/01/25	320,000.000	301,535.820	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 1.75% 2032/04/25	320,000.000	265,067.920	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2028/04/25	500,000.000	487,890.000	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4% 2031/07/25	1,000,000.000	947,731.200	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2030/07/25	1,960,000.000	1,929,603.310	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4.5% 2031/01/25	836,000.000	817,317.020	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 4.75% 2029/07/25	1,350,000.000	1,354,586.200	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2034/10/25	395,000.000	379,855.100	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2030/01/25	590,000.000	593,725.720	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5% 2035/10/25	630,000.000	599,711.940	
	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 5.25% 2036/04/25	740,000.000	712,483.340	

	REPUBLIC OF POLAND GOVERNMENT BOND 6% 2033/10/25	1,025,000.000	1,056,418.900	
ポーランドズロチ 小計		11,416,000.000	11,247,633.510 (470,220,816)	
マレーシアリンギット	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 2.632% 2031/04/15	100,000.000	96,141.820	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.733% 2028/06/15	670,000.000	675,500.150	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.757% 2040/05/22	250,000.000	244,734.720	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.828% 2034/07/05	400,000.000	402,092.200	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 3.844% 2033/04/15	380,000.000	383,857.000	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.054% 2039/04/18	390,000.000	393,948.940	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.232% 2031/06/30	920,000.000	948,455.600	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.254% 2035/05/31	280,000.000	290,498.370	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.457% 2053/03/31	510,000.000	538,447.740	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.498% 2030/04/15	540,000.000	560,099.820	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.504% 2029/04/30	470,000.000	484,480.230	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.642% 2033/11/07	370,000.000	391,906.320	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.696% 2042/10/15	240,000.000	260,816.700	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.736% 2046/03/15	940,000.000	1,032,833.820	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.762% 2037/04/07	690,000.000	745,867.150	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.893% 2038/06/08	140,000.000	153,677.440	
	MALAYSIA GOVERNMENT BOND 4.921% 2048/07/06	430,000.000	484,176.250	
	MALAYSIAN GOV'T 5.248% 2028/09/15	315,000.000	327,426.010	
マレーシアリンギット 小計		8,035,000.000	8,414,960.280 (321,582,756)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.5% 2033/05/26	7,650,000.000	7,106,238.000	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2042/11/13	6,910,000.000	5,826,581.100	
	MEXICAN BONOS 7.75% 2031/5/29	549,000.000	533,210.760	
	MEXICAN BONOS 8% 2035/05/24	4,500,000.000	4,170,688.920	
	MEXICAN BONOS 8% 2047/11/07	1,400,000.000	1,188,152.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2053/07/31	6,900,000.000	5,791,170.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2032/04/15	5,044,000.000	4,857,223.890	
	MEXICAN BONOS 8% 2036/02/21	2,640,000.000	2,442,264.000	
	MEXICAN BONOS 8% 2055/04/29	500,000.000	418,604.660	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2029/03/01	8,140,000.000	8,260,472.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2029/05/31	7,400,000.000	7,498,938.000	
	MEXICAN BONOS 8.5% 2030/02/28	7,236,000.000	7,285,638.960	
	MEXICANBONOS 8.5% 2038/11/18	8,950,000.000	8,320,815.000	
メキシコペソ 小計		67,819,000.000	63,699,997.290 (573,911,496)	
ユーロ	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	109,000.000	100,043.680	

3. 15% 2044/06/20			
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3. 8% 2062/01/26	175, 000. 000	169, 873. 010	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2034/06/22	150, 000. 000	144, 832. 400	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 3. 75% 2045/06/22	205, 000. 000	191, 065. 240	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 4% 2032/03/28	525, 000. 000	545, 316. 790	
BELGIUM GOVERNMENT BOND 4. 25% 2041/3/28	440, 000. 000	448, 305. 440	
BELGIUM KINGDOM 5% 2035/03/28	605, 000. 000	667, 901. 330	
BELGIUM KINGDOM 5. 5% 2028/03/28	475, 000. 000	495, 009. 440	
BUNDESobligation 2. 1% 2029/04/12	747, 000. 000	733, 358. 280	
BUNDESobligation 2. 2% 2030/10/10	31, 000. 000	30, 178. 060	
BUNDESobligation 2. 4% 2028/10/19	340, 000. 000	337, 105. 240	
BUNDESobligation 2. 4% 2030/04/18	590, 000. 000	580, 589. 500	
BUNDESobligation 2. 5% 2029/10/11	500, 000. 000	495, 018. 500	
BUNDESobligation 2. 5% 2031/04/16	812, 000. 000	797, 516. 190	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 2. 5% 2046/08/15	397, 000. 000	335, 038. 620	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4% 2037/1/4	430, 000. 000	459, 554. 760	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4. 25% 2039/7/4	233, 000. 000	254, 272. 900	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND 4. 75% 2040/7/4	579, 000. 000	663, 148. 380	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1. 7% 2032/08/15	170, 000. 000	158, 446. 800	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 1. 8% 2053/08/15	731, 000. 000	497, 439. 650	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 1% 2029/11/15	375, 000. 000	366, 447. 750	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 3% 2033/02/15	70, 000. 000	67, 119. 150	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 4% 2030/11/15	1, 226, 000. 000	1, 202, 325. 940	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 5% 2054/08/15	765, 000. 000	608, 195. 650	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 5% 2032/11/15	1, 415, 000. 000	1, 376, 346. 720	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 5% 2035/02/15	360, 000. 000	343, 677. 600	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 6% 2033/08/15	950, 000. 000	924, 433. 600	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 6% 2041/05/15	486, 000. 000	436, 869. 280	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 6% 2034/08/15	720, 000. 000	695, 354. 400	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 6% 2035/08/15	1, 010, 000. 000	967, 721. 400	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2. 9% 2036/02/15	870, 000. 000	851, 297. 850	

BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.9% 2056/08/15	337,000.000	289,323.930	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 3.4% 2047/05/15	1,010,000.000	978,195.100	
BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 5.5% 2031/1/4	750,000.000	830,415.000	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 1.9% 2027/09/16	700,000.000	693,756.000	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2% 2027/12/16	174,000.000	172,225.890	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15	280,000.000	276,976.840	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.5% 2028/06/14	1,360,000.000	1,352,467.090	
DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 4.75% 2034/7/4	600,000.000	670,868.400	
DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 5.625% 2028/1/4	820,000.000	852,313.740	
DEUTSCHE BUNDESREPUBLIK 6.25% 2030/1/4	300,000.000	332,863.800	
DEUTSCHLAND REP 3.25% 2042/07/04	696,000.000	673,682.760	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2028/09/15	270,000.000	257,336.860	
FINLAND GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/09/15	120,000.000	111,452.360	
FINLAND GOVERNMENT BOND 1.125% 2034/04/15	70,000.000	59,725.750	
FINLAND GOVERNMENT BOND 1.375% 2047/04/15	80,000.000	50,901.730	
FINLAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2032/09/15	130,000.000	117,901.000	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/04/15	105,000.000	103,270.930	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.625% 2032/04/15	130,000.000	126,507.160	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.75% 2038/04/15	70,000.000	64,240.570	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.875% 2029/04/15	90,000.000	89,916.620	
FINLAND GOVERNMENT BOND 2.95% 2055/04/15	115,000.000	93,829.650	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2033/09/15	110,000.000	108,183.660	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2034/09/15	170,000.000	165,791.820	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3% 2035/09/15	175,000.000	169,260.000	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3.2% 2045/04/15	121,000.000	109,883.550	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3.35% 2036/09/15	130,000.000	128,284.420	
FINLAND GOVERNMENT BOND 3.55% 2041/04/15	115,000.000	111,819.300	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2027/10/25	91,000.000	90,881.700	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2045/05/25	416,000.000	353,100.800	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2038/10/25	1,135,000.000	1,121,118.950	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2055/4/25	722,000.000	643,017.530	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4% 2060/4/25	333,000.000	290,951.420	
FRANCE GOVERNMENT BOND OAT 4.5% 2041/4/25	1,055,000.000	1,080,971.990	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/02/25	2,167,000.000	2,096,355.800	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0.75% 2028/05/25	370,000.000	355,885.240	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT	197,000.000	80,366.150	

BOND OAT 0.75% 2053/05/25			
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2031/05/25	770,000.000	709,778.300	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.5% 2050/05/25	413,000.000	229,487.580	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 1.75% 2066/05/25	33,000.000	15,745.880	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2% 2032/11/25	4,000.000	3,664.860	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.4% 2028/09/24	164,000.000	162,023.800	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.5% 2043/05/25	127,000.000	98,667.690	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.7% 2031/02/25	1,452,000.000	1,417,268.160	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25	1,795,000.000	1,782,616.290	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2030/02/25	2,461,000.000	2,428,687.070	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2033/05/25	677,000.000	653,952.210	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2049/06/25	560,000.000	436,620.800	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3% 2054/05/25	475,000.000	351,343.250	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.2% 2035/05/25	516,000.000	492,609.720	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2055/05/25	400,000.000	308,808.000	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.25% 2032/02/25	1,367,000.000	1,356,341.500	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2033/11/25	1,610,000.000	1,596,089.600	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.5% 2035/11/25	1,610,000.000	1,563,644.880	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.6% 2042/05/25	520,000.000	475,280.000	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.75% 2056/05/25	180,000.000	152,059.680	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 3.8% 2037/06/25	150,000.000	147,076.350	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.1% 2046/05/25	580,000.000	550,016.900	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.4% 2057/05/25	389,000.000	367,181.760	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 4.75% 2035/04/25	1,275,000.000	1,364,608.270	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.5% 2029/04/25	1,205,000.000	1,281,536.780	
FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 5.75% 2032/10/25	1,373,000.000	1,545,977.400	
IRELAND GOVERNMENT BOND 0% 2031/10/18	278,000.000	238,415.630	
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.2% 2030/10/18	168,000.000	150,064.730	
IRELAND GOVERNMENT BOND 0.9% 2028/05/15	30,000.000	29,049.170	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.1% 2029/05/15	203,000.000	193,679.020	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.5% 2050/05/15	93,000.000	60,347.600	
IRELAND GOVERNMENT BOND 1.7% 2037/05/15	79,000.000	66,946.200	
IRELAND GOVERNMENT BOND 2% 2045/02/18	46,000.000	35,618.900	
IRELAND GOVERNMENT BOND 2.4% 2030/05/15	90,000.000	88,372.240	
IRELAND GOVERNMENT BOND 2.6% 2034/10/18	140,000.000	133,855.210	
IRELAND GOVERNMENT BOND 3% 2043/10/18	130,000.000	118,970.450	
IRELAND GOVERNMENT BOND 3.1% 2036/06/18	270,000.000	264,701.550	
IRELAND GOVERNMENT BOND	92,000.000	80,844.490	

3. 15% 2055/10/18			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 2% 2028/02/28	580, 000. 000	573, 457. 600	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 35% 2029/01/15	195, 000. 000	191, 773. 140	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 4% 2029/03/15	380, 000. 000	373, 616. 000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 65% 2028/06/15	589, 000. 000	585, 586. 150	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 7% 2027/10/15	1, 192, 000. 000	1, 189, 582. 620	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 8% 2067/03/01	161, 000. 000	108, 578. 400	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 2. 95% 2030/07/01	1, 120, 000. 000	1, 108, 128. 000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/10/01	1, 034, 000. 000	1, 029, 545. 520	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 15% 2031/06/01	300, 000. 000	297, 138. 360	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 15% 2031/11/15	1, 110, 000. 000	1, 096, 102. 800	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 25% 2032/07/15	885, 000. 000	872, 785. 230	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 3% 2033/06/15	440, 000. 000	431, 287. 310	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 35% 2029/07/01	975, 000. 000	981, 372. 600	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 45% 2031/07/15	696, 000. 000	698, 672. 640	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 45% 2048/03/01	126, 000. 000	107, 249. 940	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 5% 2031/02/15	490, 000. 000	493, 488. 800	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 6% 2035/10/01	867, 000. 000	847, 938. 130	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 65% 2035/08/01	250, 000. 000	245, 903. 000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 7% 2030/06/15	180, 000. 000	182, 986. 200	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 8% 2028/08/01	628, 000. 000	637, 884. 720	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 8% 2036/07/01	680, 000. 000	671, 051. 210	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 85% 2029/12/15	500, 000. 000	510, 821. 000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 85% 2034/07/01	420, 000. 000	422, 865. 240	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 85% 2049/09/01	859, 000. 000	771, 165. 530	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3. 85% 2035/02/01	512, 000. 000	513, 223. 680	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2030/11/15	655, 000. 000	673, 308. 560	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4% 2037/2/1	100, 000. 000	100, 354. 000	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 1% 2029/02/01	863, 000. 000	884, 407. 390	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 1% 2046/04/30	342, 000. 000	324, 179. 740	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 15% 2039/10/01	867, 000. 000	862, 569. 630	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 2% 2034/03/01	460, 000. 000	474, 803. 720	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 3% 2054/10/01	218, 000. 000	204, 965. 340	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 35% 2033/11/01	125, 000. 000	130, 402. 750	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 45% 2043/09/01	811, 000. 000	814, 562. 130	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 5% 2053/10/01	381, 000. 000	371, 128. 290	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 4. 65% 2055/10/01	228, 000. 000	225, 603. 720	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL	300, 000. 000	325, 969. 500	

TESORO 5% 2034/08/01			
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2039/8/1	440,000.000	476,371.280	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5% 2040/9/1	1,197,000.000	1,294,330.460	
ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 5.75% 2033/02/01	1,113,000.000	1,252,904.100	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 1.7% 2050/06/22	209,000.000	125,279.610	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.25% 2057/06/22	258,000.000	160,221.500	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.6% 2030/10/22	450,000.000	441,001.590	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 2.7% 2029/10/22	254,000.000	251,808.990	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3% 2033/06/22	455,000.000	444,271.100	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.1% 2031/08/22	100,000.000	99,513.030	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.1% 2035/06/22	200,000.000	192,118.400	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.3% 2054/06/22	185,000.000	149,929.360	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.4% 2036/06/22	550,000.000	535,336.410	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.45% 2042/06/22	40,000.000	36,656.690	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.5% 2055/06/22	176,000.000	146,719.820	
KINGDOM OF BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.35% 2056/06/22	185,000.000	178,786.400	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2029/01/15	440,000.000	411,003.890	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 0% 2031/07/15	226,000.000	195,378.580	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2% 2054/01/15	492,000.000	348,963.140	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2030/01/15	558,000.000	550,871.320	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/01/15	255,000.000	246,612.280	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2033/07/15	110,000.000	105,883.800	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2034/07/15	315,000.000	300,526.960	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2031/01/15	170,000.000	166,751.470	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.5% 2035/07/15	240,000.000	226,655.880	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 2.75% 2047/01/15	270,000.000	234,443.590	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3.25% 2044/01/15	35,000.000	33,338.010	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3.5% 2056/01/15	140,000.000	134,767.360	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4% 2037/01/15	652,000.000	690,259.060	
NETHERLANDS GOVT 3.75% 2042/01/15	422,000.000	430,821.480	
NETHERLANDS GOVT 5.5% 2028/01/15	125,000.000	129,787.500	
PORTUGAL OBRIGACOES DO	70,000.000	63,197.580	

TESOURO OT 0.475% 2030/10/18			
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 0.7% 2027/10/15	80,000.000	78,116.780	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 1.95% 2029/06/15	210,000.000	204,874.670	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.125% 2028/10/17	205,000.000	202,135.020	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.25% 2034/04/18	65,000.000	60,357.810	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 2.875% 2033/10/14	280,000.000	272,742.280	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3% 2035/06/15	93,000.000	89,954.560	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.25% 2036/06/13	130,000.000	127,036.870	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.375% 2040/06/15	80,000.000	76,157.980	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.5% 2038/06/18	195,000.000	191,512.580	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.625% 2054/06/12	126,000.000	114,974.340	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.875% 2030/02/15	269,000.000	277,663.100	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 3.875% 2046/06/15	48,000.000	46,881.050	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 4.1% 2037/04/15	50,000.000	52,291.470	
PORTUGAL OBRIGACOES DO TESOURO OT 4.1% 2045/02/15	205,000.000	207,946.870	
REPUBLIC OF AUSTRIA 4.15% 2037/03/15	416,000.000	440,560.640	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0% 2028/10/20	189,000.000	177,505.770	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.5% 2029/02/20	90,000.000	84,754.170	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 0.9% 2032/02/20	383,000.000	340,361.870	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.5% 2047/02/20	156,000.000	104,329.990	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 1.85% 2049/05/23	180,000.000	125,442.360	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.1% 2117/09/20	101,000.000	56,752.910	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.5% 2029/10/20	300,000.000	296,116.200	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.85% 2031/10/20	80,000.000	79,101.050	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2029/05/23	110,000.000	110,059.620	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2033/02/20	265,000.000	260,487.580	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 2.9% 2034/02/20	340,000.000	331,721.000	
REPUBLIC OF AUSTRIA	220,000.000	213,647.130	

GOVERNMENT BOND 2.95% 2035/02/20			
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.15% 2053/10/20	120,000.000	104,522.740	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.2% 2039/07/15	20,000.000	19,158.000	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.2% 2036/02/20	160,000.000	157,226.240	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.45% 2030/10/20	335,000.000	340,722.480	
REPUBLIC OF AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2056/03/20	100,000.000	96,302.800	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 0.375% 2036/04/21	120,000.000	86,856.300	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 1% 2030/10/09	60,000.000	54,895.680	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 1.875% 2037/03/09	90,000.000	74,541.810	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 2% 2047/10/17	70,000.000	46,964.290	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 3% 2031/11/06	60,000.000	59,046.870	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 3.625% 2029/01/16	70,000.000	70,919.440	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 3.625% 2033/06/08	120,000.000	120,634.110	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2034/03/06	170,000.000	171,673.440	
SLOVAKIA GOVERNMENT BOND 3.75% 2035/02/23	30,000.000	30,089.700	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.35% 2029/03/31	70,000.000	68,958.960	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.4% 2028/05/31	1,151,000.000	1,141,417.830	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2048/10/31	305,000.000	241,059.030	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.7% 2030/01/31	1,785,000.000	1,768,131.320	
SPAIN GOVERNMENT BOND 2.9% 2046/10/31	230,000.000	192,192.340	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.1% 2031/07/30	1,906,000.000	1,905,354.390	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2033/04/30	1,014,000.000	1,005,337.420	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.15% 2035/04/30	97,000.000	94,531.210	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.2% 2035/10/31	837,000.000	814,480.210	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.25% 2034/04/30	640,000.000	633,285.760	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2034/10/31	1,003,000.000	1,002,919.760	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2043/07/30	422,000.000	391,884.290	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.45% 2066/07/30	364,000.000	305,418.320	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2029/05/31	1,220,000.000	1,238,781.520	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.5% 2041/01/31	383,000.000	364,377.590	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.55% 2033/10/31	195,000.000	197,418.580	
SPAIN GOVERNMENT BOND 3.9% 2039/07/30	468,000.000	470,655.550	
SPAIN GOVERNMENT BOND 4% 2054/10/31	606,000.000	579,635.070	
SPAIN GOVERNMENT BOND 4.2% 2037/1/31	190,000.000	198,950.240	
SPAIN GOVERNMENT BOND 4.7%	84,000.000	91,242.280	

	2041/7/30			
	SPAIN GOVERNMENT BOND 4.9% 2040/7/30	600,000.000	665,370.520	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2028/10/31	379,000.000	397,531.960	
	SPAIN GOVERNMENT BOND 5.15% 2044/10/31	412,000.000	470,438.270	
	SPANISH GOV'T 5.75% 2032/07/30	429,000.000	488,336.560	
ユーロ 小計		105,762,000.000	103,173,516.760 (18,556,788,724)	
韓国ウォン	KOREA TREASURY BOND 1.5% 2036/09/10	36,000,000.000	28,035,320.500	
	KOREA TREASURY BOND 1.5% 2040/09/10	118,000,000.000	83,168,704.420	
	KOREA TREASURY BOND 1.5% 2050/03/10	470,000,000.000	268,553,669.420	
	KOREA TREASURY BOND 1.875% 2041/09/10	70,000,000.000	51,148,426.280	
	KOREA TREASURY BOND 1.875% 2051/03/10	390,000,000.000	240,621,940.260	
	KOREA TREASURY BOND 2% 2046/03/10	40,000,000.000	27,467,538.720	
	KOREA TREASURY BOND 2.125% 2047/03/10	95,000,000.000	65,772,906.670	
	KOREA TREASURY BOND 2.25% 2037/09/10	350,000,000.000	289,856,183.400	
	KOREA TREASURY BOND 2.375% 2027/12/10	235,000,000.000	232,270,559.130	
	KOREA TREASURY BOND 2.375% 2028/12/10	35,000,000.000	34,065,022.530	
	KOREA TREASURY BOND 2.375% 2031/12/10	76,000,000.000	70,133,787.770	
	KOREA TREASURY BOND 2.5% 2052/03/10	180,000,000.000	126,835,918.560	
	KOREA TREASURY BOND 2.625% 2028/06/10	35,000,000.000	34,501,121.160	
	KOREA TREASURY BOND 2.625% 2030/03/10	500,000,000.000	483,856,761.000	
	KOREA TREASURY BOND 2.625% 2035/06/10	27,000,000.000	23,906,843.650	
	KOREA TREASURY BOND 2.625% 2035/09/10	155,000,000.000	137,670,660.700	
	KOREA TREASURY BOND 2.625% 2048/03/10	390,000,000.000	293,831,276.310	
	KOREA TREASURY BOND 2.75% 2028/12/10	260,000,000.000	255,492,900.780	
	KOREA TREASURY BOND 2.75% 2045/09/10	360,000,000.000	285,053,432.400	
	KOREA TREASURY BOND 2.875% 2027/12/10	75,000,000.000	74,651,645.620	
	KOREA TREASURY BOND 3% 2029/09/10	240,000,000.000	237,053,583.840	
	KOREA TREASURY BOND 3% 2034/12/10	145,000,000.000	133,147,506.420	
	KOREA TREASURY BOND 3.25% 2028/03/10	165,000,000.000	166,075,689.450	
	KOREA TREASURY BOND 3.25% 2029/03/10	54,000,000.000	54,017,366.290	
	KOREA TREASURY BOND 3.25% 2035/12/10	220,000,000.000	203,879,573.920	
	KOREA TREASURY BOND 3.25% 2054/03/10	499,000,000.000	406,620,546.160	
	KOREA TREASURY BOND 3.375% 2032/06/10	350,000,000.000	338,764,164.200	
	KOREA TREASURY BOND 3.5% 2034/06/10	67,500,000.000	64,673,021.560	
	KOREA TREASURY BOND 3.5% 2056/03/10	553,000,000.000	469,866,088.230	
	KOREA TREASURY BOND 3.625% 2053/09/10	590,000,000.000	516,514,592.580	
	KOREA TREASURY BOND 3.75% 2033/12/10	98,830,000.000	96,618,303.980	

	KOREA TREASURY BOND 3. 875% 2043/09/10	179, 000, 000. 000	169, 692, 466. 110	
	KOREA TREASURY BOND 4. 125% 2033/12/10	200, 000, 000. 000	200, 306, 141. 600	
	KOREA TREASURY BOND 4. 25% 2032/12/10	272, 000, 000. 000	275, 373, 220. 780	
	KOREA TREASURY BOND 4. 75% 2030/12/10	600, 000, 000. 000	622, 001, 899. 800	
	KOREA TREASURY BOND 5. 5% 2028/03/10	520, 000, 000. 000	545, 975, 842. 360	
韓国ウォン 小計		8, 650, 330, 000. 000	7, 607, 474, 626. 560 (829, 131, 052)	
中国元	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 21% 2028/06/25	3, 000, 000. 000	2, 996, 460. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 26% 2029/05/25	1, 100, 000. 000	1, 098, 911. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 29% 2028/03/15	14, 600, 000. 000	14, 608, 767. 300	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 36% 2027/12/15	16, 350, 000. 000	16, 374, 843. 820	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 4% 2028/11/25	26, 600, 000. 000	26, 670, 623. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 42% 2027/11/15	8, 630, 000. 000	8, 653, 315. 670	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 42% 2028/08/15	18, 000, 000. 000	18, 058, 896. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 43% 2030/01/25	12, 850, 000. 000	12, 883, 323. 900	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 44% 2027/09/15	16, 940, 000. 000	16, 984, 137. 160	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 49% 2031/12/25	16, 900, 000. 000	16, 941, 930. 590	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 5% 2031/04/15	6, 800, 000. 000	6, 823, 630. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 54% 2031/01/25	7, 500, 000. 000	7, 538, 163. 750	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 55% 2030/07/25	3, 900, 000. 000	3, 929, 125. 590	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 56% 2033/06/15	5, 550, 000. 000	5, 552, 136. 750	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 61% 2035/02/15	4, 000, 000. 000	3, 994, 203. 800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 63% 2030/10/25	12, 700, 000. 000	12, 814, 381. 280	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 65% 2035/05/15	7, 400, 000. 000	7, 408, 436. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 66% 2032/12/25	8, 800, 000. 000	8, 868, 161. 280	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 74% 2029/10/15	15, 000, 000. 000	15, 190, 521. 000	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 75% 2036/02/25	1, 000, 000. 000	1, 002, 509. 800	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 78% 2032/09/15	13, 400, 000. 000	13, 625, 047. 640	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 78% 2035/11/15	12, 500, 000. 000	12, 571, 511. 250	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 83% 2035/08/25	17, 100, 000. 000	17, 295, 776. 190	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 87% 2031/09/15	3, 840, 000. 000	3, 926, 652. 280	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 91% 2029/07/15	6, 500, 000. 000	6, 617, 164. 450	
	CHINA GOVERNMENT BOND 1. 92% 2055/01/15	500, 000. 000	471, 366. 700	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2. 04% 2034/11/25	5, 100, 000. 000	5, 273, 280. 660	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2. 05% 2029/04/15	13, 050, 000. 000	13, 317, 171. 340	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2. 11% 2034/08/25	5, 100, 000. 000	5, 301, 353. 610	
	CHINA GOVERNMENT BOND 2. 12% 2031/06/25	4, 400, 000. 000	4, 548, 314. 320	
	CHINA GOVERNMENT BOND	3, 300, 000. 000	3, 470, 229. 840	

	2. 27% 2034/05/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,500,000.000	4,677,256.800	
	2. 28% 2031/03/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	8,450,000.000	8,933,689.830	
	2. 35% 2034/02/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,500,000.000	5,864,783.650	
	2. 52% 2033/08/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,700,000.000	2,833,688.880	
	2. 54% 2030/12/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,950,000.000	2,096,718.970	
	2. 67% 2033/05/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,860,000.000	6,141,952.140	
	2. 68% 2030/05/21			
	CHINA GOVERNMENT BOND	5,080,000.000	5,424,578.430	
	2. 69% 2032/08/15			
	CHINA GOVERNMENT BOND	500,000.000	593,607.150	
	3. 12% 2052/10/25			
	CHINA GOVERNMENT BOND	4,890,000.000	5,880,534.040	
	3. 19% 2053/04/15			
	CHINA GOVERNMENT BOND	6,100,000.000	7,467,228.380	
	3. 32% 2052/04/15			
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,370,000.000	4,118,339.160	
	3. 39% 2050/03/16			
	CHINA GOVERNMENT BOND	2,370,000.000	2,984,621.580	
	3. 53% 2051/10/18			
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,150,000.000	4,065,312.510	
	3. 72% 2051/04/12			
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,160,000.000	4,126,816.220	
	3. 81% 2050/09/14			
	CHINA GOVERNMENT BOND	3,660,000.000	4,749,204.650	
	3. 86% 2049/07/22			
	CHINA GOVERNMENT BOND	1,650,000.000	2,200,929.390	
	4. 08% 2048/10/22			
中国元 小計		355,300,000.000	366,969,607.750 (8,478,465,817)	
国債証券 合計			65,568,091,809 (65,568,091,809)	
合計			65,568,091,809 (65,568,091,809)	

(注) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 176銘柄	100.0%	44.6%
イギリスポンド	国債証券 33銘柄	100.0%	5.7%
イスラエルシェケル	国債証券 12銘柄	100.0%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 23銘柄	100.0%	1.3%
カナダドル	国債証券 27銘柄	100.0%	2.1%
シンガポールドル	国債証券 14銘柄	100.0%	0.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 8銘柄	100.0%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券 7銘柄	100.0%	0.2%
ニュージーランドドル	国債証券 13銘柄	100.0%	0.3%
ノルウェークローネ	国債証券 11銘柄	100.0%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 13銘柄	100.0%	0.7%
マレーシアリンギット	国債証券 18銘柄	100.0%	0.5%
メキシコペソ	国債証券 13銘柄	100.0%	0.9%
ユーロ	国債証券 237銘柄	100.0%	28.3%
韓国ウォン	国債証券 36銘柄	100.0%	1.3%
中国元	国債証券 47銘柄	100.0%	12.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

「先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年8月3日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	78,698,881
金銭信託	31,792,207
投資信託受益証券	54,112,821,929
流動資産合計	54,223,313,017
資産合計	54,223,313,017
負債の部	
流動負債	
未払解約金	1,047,998
流動負債合計	1,047,998
負債合計	1,047,998
純資産の部	
元本等	
元本	8,273,840,658
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	45,948,424,361
元本等合計	54,222,265,019
純資産合計	54,222,265,019
負債純資産合計	54,223,313,017

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月3日から翌年5月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

投資信託受益証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

（１）株価指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年8月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	8,273,840,658口
2 1口当たり純資産額	6.5535円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。株価指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場及び為替相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2026年8月3日現在)

- 1 貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
- 2 時価の算定方法
 - (1) 有価証券
「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。
 - (2) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)
これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- 3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- 4 金銭債権の計算日後の償還予定額
金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年8月3日現在)	
同計算期間の期首元本額	6,067,060,080円
同計算期間中の追加設定元本額	6,350,859,046円
同計算期間中の一部解約元本額	4,144,078,468円
同計算期間末日の元本額※	8,273,840,658円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
J D F インデックス・ファンド外国株式I(適格機関投資家専用)	198,218,508円
iシェアーズ 先進国株式インデックス・ファンド	1,000,076,321円
ブラックロック世界分散投資ファンド	114,263,360円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(適格機関投資家限定)	1,060,738,937円
ブラックロックLifePathファンド2055	190,227,750円
ブラックロックLifePathファンド2045	165,894,398円
ブラックロックLifePathファンド2035	189,003,453円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	2,218,983,391円
ブラックロックLifePathファンド2030	141,332,922円
ブラックロックLifePathファンド2040	179,406,277円
ブラックロックLifePathファンド2050	144,844,529円
マルチ・アセット投資戦略ファンド(年1回決算型/適格機関投資家限定)	2,138,061,682円
ブラックロックLifePathファンド2025	25,579,525円
マルチ・アセット投資戦略ファンド3(適格機関投資家限定)	311,679,112円
ブラックロックLifePathファンド2060	92,427,341円
ブラックロックLifePathファンド2065	99,505,628円
ブラックロックLifePathファンド2070	3,597,524円
合計	8,273,840,658円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年 8 月 3 日現在)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1, 049, 115, 065
合計	1, 049, 115, 065

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	アメリカドル	iShares Core S&P 500 ETF	351,411.000	263,670,701.520	
		iShares MSCI Pacific ex Japan ETF	172,811.000	9,763,821.500	
	アメリカドル 小計		524,222.000	273,434,523.020 (42,598,364,340)	
	カナダドル	iShares Core S&P/TSX Capped Composite Index ETF	349,891.000	19,698,863.300	
	カナダドル 小計		349,891.000	19,698,863.300 (2,189,922,633)	
	ユーロ	iShares Core MSCI Europe UCITS ETF	1,276,614.000	51,843,294.540	
	ユーロ 小計		1,276,614.000	51,843,294.540 (9,324,534,956)	
投資信託受益証券 合計				54,112,821,929 (54,112,821,929)	
合計				54,112,821,929 (54,112,821,929)	

(注1) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	100.0%	78.8%
カナダドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	4.0%
ユーロ	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	17.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

項目	(2026年8月3日現在)
	金額 (円)
資産の部	
流動資産	
預金	73,969,414
金銭信託	3,027,874
株式	48,402,069
投資証券	7,459,196,090
派生商品評価勘定	958,431
未収入金	132,981
未収配当金	8,871,021
差入委託証拠金	3,812,132
流動資産合計	7,598,370,012
資産合計	7,598,370,012
負債の部	
流動負債	
未払解約金	210,368
流動負債合計	210,368
負債合計	210,368
純資産の部	
元本等	
元本	2,257,222,223
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	5,340,937,421
元本等合計	7,598,159,644
純資産合計	7,598,159,644
負債純資産合計	7,598,370,012

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年11月3日から翌年11月2日までであります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１ 有価証券の評価基準及び評価方法

株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。

（１）金融商品取引所等に上場されている有価証券

金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として当該取引所等における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。

（２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券

当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（基準価額を含む）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。

（３）時価が入手できなかった有価証券

適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

２ デリバティブ等の評価基準及び評価方法

（１）不動産投信指数先物取引

個別法に基づき、原則として時価評価しております。時価評価にあたっては、原則として、当該取引所の発表する計算日に知りうる直近の日の清算値段又は最終相場で評価しております。

（２）為替予約取引

個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

３ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

４ その他財務諸表作成のための基礎となる事項

外貨建資産等の会計処理

外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本報告書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	(2026年8月3日現在)
1 当該計算日における受益権総数	2,257,222,223口
2 1口当たり純資産額	3.3662円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当ファンドの主な投資リスクとして、「不動産投資信託証券への投資リスク」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「デリバティブ取引のリスク」等があります。

当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、不動産投信関連では不動産投信指数先物取引、通貨関連では為替予約取引であります。不動産投信指数先物取引は、有価証券の価格変動リスクを回避するため、または信託財産の効率的運用目的で行っております。為替予約取引は、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。なお、当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクの低減を目的としており、投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。不動産投信指数先物取引に係る主要なリスクは、相場の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。

3 金融商品に係るリスク管理体制

(1) 市場リスクの管理

ブラックロックソリューション・グリーンパッケージプロダクションチームが日次で計測し、運用部、その他の関係部署等にレポートをイントラネットで配信しております。また、運用ガイドラインのモニタリングはポートフォリオ・コンプライアンスチームが行っており、ガイドライン等を逸脱していた場合、関係部署へ報告され、適切な調整を行います。

(2) 信用リスクの管理

ファンダメンタル債券運用部により、国内債券の個別信用リスク及び銘柄間の相対価値については独自の定量・定性分析等を行っております。外国債券銘柄等については、社内のリサーチ・データベースによりグローバル・クレジット・チームとの情報・分析結果を共有しております。

(3) 取引先リスクの管理

リスク・クオンツ分析部は当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームと共に既存の承認済み取引先の信用悪化のモニタリングを行っており、取引先のデフォルトに対する取引先リスク、発行体リスクのファンドへの影響を分析しております。また、新規取引先の承認に際しては、リスク・クオンツ分析部が新規取引先申請の内容に問題がないかどうか確認を行い、当社の親会社である米国のBlackRock, Inc.のRQA Counterparty & Concentration Riskチームへ申請を行っております。

また、毎月開催される投資委員会では、リスク管理・運用分析手法等について審議を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

(2026年8月3日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額ははありません。

2 時価の算定方法

(1) 有価証券

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。

(3) 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)

これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

4 金銭債権の計算日後の償還予定額

金銭債権については全て1年以内に償還予定であります。

III 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」附則(令和3年9月24日改正内閣府令第61号)第2条第5項に従い、記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

- 1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における当該親投資信託の元本額の変動及び計算日における元本の内訳

(2026年 8 月 3 日現在)	
同計算期間の期首元本額	1, 978, 259, 839円
同計算期間中の追加設定元本額	567, 328, 157円
同計算期間中の一部解約元本額	288, 365, 773円
同計算期間末日の元本額※	2, 257, 222, 223円
※当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託の元本額は次の通りです。	
iシェアーズ 先進国リートインデックス・ファンド	255, 113, 542円
先進国リートインデックス・ファンドV A (適格機関投資家専用)	4, 444, 054円
ブラックロックLifePathファンド2055	94, 512, 651円
ブラックロックLifePathファンド2045	75, 162, 727円
ブラックロックLifePathファンド2035	72, 475, 404円
ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド	1, 457, 304, 335円
ブラックロックLifePathファンド2030	48, 001, 497円
ブラックロックLifePathファンド2040	75, 196, 528円
ブラックロックLifePathファンド2050	69, 238, 322円
ブラックロックLifePathファンド2025	6, 976, 950円
ブラックロックLifePathファンド2060	46, 294, 407円
ブラックロックLifePathファンド2065	50, 741, 965円
ブラックロックLifePathファンド2070	1, 759, 841円
合計	2, 257, 222, 223円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	(2026年 8 月 3 日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	3, 012, 186
投資証券	856, 159, 692
合計	859, 171, 878

(注) 「当計算期間の損益に含まれた評価差額」の欄には、当該親投資信託の期首から計算日までの評価差額を記載しております。

3 デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
不動産投信関連

区分	種類	(2026年8月3日現在)			
		契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超 (円)		
市場取引	不動産投信指数先物取引				
	買建				
	アメリカドル	49,117,470	—	49,404,124	286,654
	ユーロ	14,666,684	—	15,338,461	671,777
合計		63,784,154	—	64,742,585	958,431

(注1) 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引

- 1 不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は証拠金算定基準値段を用いております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

(注2) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	BROADSTONE NET LEASE	5,244	21.410	112,274.040	
	FERMI INC	846	5.690	4,813.740	
	SMARTSTOP SELF STORAGE REIT	1,534	33.540	51,450.360	
アメリカドル 小計		7,624		168,538.140 (26,256,556)	
オーストラリアドル	BWP PROPERTY GROUP LTD	16,474	3.890	64,083.860	
オーストラリアドル 小計		16,474		64,083.860 (7,030,640)	
カナダドル	NEXUS INDUSTRIAL REIT	1,004	8.170	8,202.680	
カナダドル 小計		1,004		8,202.680 (911,892)	
ニュージーランドドル	GOODMAN NEW ZEALAND LTD & GO	28,135	2.000	56,270.000	
ニュージーランドドル 小計		28,135		56,270.000 (5,170,088)	
ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	1,236	28.000	34,608.000	
	STONEWEG EUROPE STAPLED TRUS	9,820	1.590	15,613.800	
ユーロ 小計		11,056		50,221.800 (9,032,893)	
合計				48,402,069 (48,402,069)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	3,654.000	82,105.380	
		AGREE REALTY CORP	3,321.000	258,373.800	
		AH REALTY TRUST INC	2,134.000	14,852.640	
		ALEXANDER' S INC	60.000	15,300.000	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	4,327.000	222,624.150	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	363.000	7,325.340	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	1,319.000	31,115.210	
		AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	5,319.000	295,736.400	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	8,762.000	292,826.040	
		AMERICOLD REALTY TRUST	7,895.000	111,240.550	
		APPLE HOSPITALITY REIT INC	6,098.000	100,677.980	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	3,840.000	712,742.400	
		BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	1,517.000	3,443.590	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	4,884.000	14,847.360	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	8,483.000	267,299.330	
		BRT APARTMENTS CORP	319.000	4,756.290	
		BXP INC	4,084.000	286,370.080	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	2,780.000	308,051.800	
		CARETRUST REIT INC	6,518.000	273,364.920	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	434.000	25,480.140	
		CENTERSPACE	466.000	25,555.440	
		CHATHAM LODGING TRUST	1,272.000	16,955.760	
		CHIRON REAL ESTATE INC	332.000	11,786.000	
		COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	686.000	12,560.660	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	3,131.000	118,852.760	
		COUSINS PROPERTIES INC	4,556.000	143,741.800	
		CTO REALTY GROWTH INC	850.000	18,674.500	

CUBESMART	6,265.000	259,746.900	
CURLINE PROPERTIES CORP	2,687.000	82,329.680	
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	5,645.000	74,739.800	
DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	23,400.000	11,466.000	
DIGITAL REALTY TRUST INC	9,587.000	1,807,341.240	
DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	6,048.000	53,827.200	
DOUGLAS EMMETT INC	4,359.000	51,523.380	
EAGLE HOSPITALITY TRUST	3,800.000	0.030	
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	1,213.000	29,548.680	
EASTGROUP PROPERTIES INC	1,476.000	308,498.760	
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	3,948.000	19,976.880	
EPR PROPERTIES TRUST	2,110.000	130,967.700	
EQUINIX INC	2,724.000	2,776,518.720	
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	5,364.000	349,035.480	
EQUITY RESIDENTIAL	9,427.000	626,424.150	
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	5,929.000	185,518.410	
ESSEX PROPERTY TRUST INC	1,777.000	504,916.780	
EXTRA SPACE STORAGE INC	5,839.000	864,405.560	
FARMLAND PARTNERS INC	1,102.000	10,303.700	
FEDERAL REALTY INVS TRUST	2,176.000	270,019.840	
FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST	3,670.000	241,632.800	
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	3,040.000	77,824.000	
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	1,943.000	882.510	
FRONTVIEW REIT INC	610.000	12,407.400	
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	7,833.000	350,840.070	
GETTY REALTY CORP	1,542.000	52,643.880	
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	1,366.000	17,075.000	
GLADSTONE LAND CORP	1,088.000	8,823.680	
GLOBAL NET LEASE INC	5,328.000	46,460.160	
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	9,593.000	201,548.930	
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	19,049.000	415,839.670	
HIGHWOODS PROPERTIES INC	3,046.000	100,913.980	
HOST HOTELS & RESORTS INC	17,615.000	442,664.950	
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	1,500.000	20,655.000	
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	6,533.000	108,643.790	
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERT	1,661.000	14,301.210	
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPER	791.000	46,518.710	
INVENTRUST PROPERTIES CORP	2,151.000	76,166.910	
INVITATION HOMES INC	15,107.000	448,980.040	
IRON MOUNTAIN INC	8,217.000	1,005,103.440	
JBG SMITH PROPERTIES	1,646.000	23,126.300	
KILROY REALTY CORP	2,959.000	114,868.380	
KIMCO REALTY CORP	18,646.000	475,100.080	
KITE REALTY GROUP TRUST	5,631.000	161,159.220	
LAMAR ADVERTISING CO-A	2,407.000	385,023.720	
LINEAGE INC	1,565.000	66,309.050	
LTC PROPERTIES INC	1,379.000	55,490.960	
LXP INDUSTRIAL TRUST	1,640.000	99,269.200	
MACERICH CO/THE	7,811.000	201,836.240	
MANULIFE US REAL ESTATE INV	48,794.000	2,439.700	
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	13,544.000	62,708.720	
MID-AMERICA APARTMENT COMM	3,217.000	425,737.780	

	MILLROSE PROPERTIES	4,273.000	119,558.540	
	MODIV INDUSTRIAL INC	246.000	4,260.720	
	NATL HEALTH INVESTORS INC	1,330.000	101,944.500	
	NET LEASE OFFICE PROPERTY	435.000	5,089.500	
	NETSTREIT CORP	2,692.000	57,743.400	
	NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ES	1,142.000	5,161.840	
	NEXPOINT RESIDENTIAL	587.000	15,326.570	
	NNN REIT INC	5,264.000	250,145.280	
	NTT DC REIT	23,400.000	21,528.000	
	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	8,212.000	415,773.560	
	ONE LIBERTY PROPERTIES INC	432.000	10,501.920	
	ORION PROPERTIES INC	1,391.000	3,672.240	
	OUTFRONT MEDIA INC	4,225.000	134,650.750	
	PARK HOTELS & RESORTS INC-WI	5,540.000	83,432.400	
	PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	3,153.000	60,222.300	
	PHILLIPS EDISON & COMPANY IN	3,486.000	148,120.140	
	PIEDMONT REALTY TRUST INC	3,428.000	33,217.320	
	POSTAL REALTY TRUST INC- A	709.000	16,335.360	
	PRIME US REIT	27,890.000	4,378.730	
	PROLOGIS INC	25,757.000	3,724,719.770	
	PUBLIC STORAGE	4,637.000	1,503,176.290	
	REALTY INCOME CORP	25,726.000	1,643,119.620	
	REGENCY CENTERS CORP	4,562.000	366,282.980	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	6,202.000	234,249.540	
	RLJ LODGING TRUST	4,086.000	50,053.500	
	RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,746.000	233,352.900	
	SABRA HEALTH CARE REIT INC	6,983.000	147,830.110	
	SAFEHOLD INC	1,282.000	20,742.760	
	SAUL CENTERS INC	307.000	10,459.490	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	3,498.000	28,088.940	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	8,960.000	2,055,155.200	
	SITE CENTERS CORP	1,375.000	5,885.000	
	SL GREEN REALTY CORP	1,968.000	104,166.240	
	STAG INDUSTRIAL INC	5,297.000	202,663.220	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	2,925.000	20,124.000	
	SUN COMMUNITIES INC	3,203.000	395,506.440	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	5,183.000	61,003.910	
	TANGER INC	3,178.000	129,217.480	
	TERRENO REALTY CORP	2,921.000	209,289.650	
	UDR INC	8,177.000	312,034.320	
	UMH PROPERTIES INC	2,286.000	34,541.460	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	362.000	15,718.040	
	URBAN EDGE PROPERTIES	3,488.000	79,038.080	
	VENTAS INC	13,423.000	1,255,184.730	
	VICI PROPERTIES INC	30,202.000	795,822.700	
	VORNADO REALTY TRUST	4,367.000	172,016.130	
	WELLTOWER INC	19,495.000	4,570,407.800	
	WP CAREY INC	6,116.000	450,137.600	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	2,561.000	52,705.380	
	アメリカドル 小計	721,310.000	38,230,521.040 (5,955,932,875)	
イギリスポンド	AEW UK REIT PLC	4,470.000	4,782.900	
	BIG YELLOW GROUP PLC	5,453.000	48,395.370	
	BRITISH LAND COMPANY PLC	28,224.000	124,750.080	
	CLS HOLDINGS PLC	4,612.000	2,430.520	

	CUSTODIAN PROPERTY INCOME RE	12,771.000	11,046.910	
	DERWENT LONDON PLC	3,112.000	65,476.480	
	GRAINGER PLC	20,506.000	35,782.970	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	11,076.000	38,655.240	
	HAMMERSON PLC	14,644.000	55,940.080	
	HELICAL PLC	2,720.000	5,412.800	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	20,594.000	145,290.670	
	LIVING REIT PLC	8,269.000	6,383.660	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	64,947.000	127,426.010	
	NEWRIVER REIT PLC	10,778.000	8,794.840	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	13,308.000	9,874.530	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	71,921.000	67,929.380	
	REGIONAL REIT LTD	3,139.000	3,085.630	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	6,055.000	37,268.520	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	14,163.000	6,316.690	
	SEGRO PLC	37,439.000	361,286.350	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	54,131.000	77,840.370	
	SIRIUS REAL ESTATE LTD	43,048.000	42,595.990	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	35,654.000	30,644.610	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	17,780.000	20,126.960	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	68,896.000	117,192.090	
	UNITE GROUP PLC	13,648.000	73,426.240	
	WORKSPACE GROUP PLC	4,021.000	14,105.660	
イギリスポンド 小計		595,379.000	1,542,261.550 (324,152,533)	
イスラエルシュケル	MENIVIM- THE NEW REIT LTD	23,396.000	44,405.600	
	REIT 1 LTD	5,552.000	120,311.840	
	SELLA CAPITAL REAL ESTATE LT	6,707.000	59,155.740	
イスラエルシュケル 小計		35,655.000	223,873.180 (11,441,733)	
オーストラリアドル	ABACUS GROUP	12,296.000	11,619.720	
	ARENA REIT	11,341.000	36,177.790	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	24,790.000	36,317.350	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	14,729.000	44,334.290	
	CENTURIA OFFICE REIT	10,670.000	9,763.050	
	CHARTER HALL GROUP	13,068.000	304,876.440	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	18,334.000	69,852.540	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	13,846.000	55,799.380	
	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE	9,162.000	23,546.340	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	47,132.000	20,266.760	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	7,278.000	17,903.880	
	DEXUS/AU	29,676.000	177,759.240	
	DIGICO INFRASTRUCTURE REIT	11,279.000	28,648.660	
	GOODMAN GROUP	56,487.000	1,681,617.990	
	GPT GROUP	52,916.000	271,988.240	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	7,935.000	17,695.050	
	HEALTHCO REIT	11,533.000	8,592.080	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	51,569.000	65,234.780	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	11,296.000	49,363.520	
	MIRVAC GROUP	108,986.000	195,084.940	
	REGION GROUP	31,570.000	75,136.600	
	RURAL FUNDS GROUP	11,362.000	24,655.540	
	SCENTRE GROUP	144,324.000	565,750.080	
	STOCKLAND	67,134.000	286,662.180	
	STORAGE KING GROUP	11,590.000	14,951.100	

	VICINITY CENTRES	108,356.000	290,394.080	
	WAYPOINT REIT LTD	17,501.000	43,577.490	
オーストラリアドル 小計		916,160.000	4,427,569.110 (485,748,607)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	2,488.000	24,432.160	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	647.000	42,863.750	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	2,082.000	72,162.120	
	CHOICE PROPERTIES REIT	4,511.000	71,995.560	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTME	1,564.000	27,323.080	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	1,515.000	28,239.600	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,793.000	54,581.270	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	225.000	4,126.500	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,915.000	66,840.950	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	818.000	78,699.780	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	3,449.000	38,007.980	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	1,648.000	30,636.320	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	483.000	8,665.020	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	433.000	7,036.250	
	PRIMARIS REIT	1,501.000	34,387.910	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	3,992.000	88,542.560	
	SLATE GROCERY REIT	720.000	12,571.200	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT	1,989.000	58,774.950	
	VITAL INFRASTRUCTURE PROPERT	3,484.000	19,475.560	
カナダドル 小計		38,257.000	769,362.520 (85,530,031)	
シンガポールドル	AIMS APAC REIT	18,731.000	29,969.600	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	75,414.000	68,249.670	
	CAPITALAND CHINA TRUST	30,351.000	20,031.660	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL	166,209.000	413,860.410	
	CAPLAND ASCENDAS REIT	116,124.000	298,438.680	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	21,500.000	17,092.500	
	CENTURION ACCOMMODATION REIT	27,500.000	31,075.000	
	EC WORLD REIT	5,900.000	0.050	
	ESR-REIT	14,782.000	38,728.840	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	30,700.000	17,652.500	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	38,925.000	88,359.750	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	81,594.000	80,778.060	
	KEPPEL DC REIT	55,403.000	123,548.690	
	KEPPEL REIT	85,843.000	78,975.560	
	LENDLEASE GLOBAL COMMERCIAL	71,141.000	41,973.190	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	59,280.000	114,410.400	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	94,574.000	117,271.760	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	62,935.000	83,703.550	
	QUE REAL ESTATE INVESTMENT T	66,800.000	23,714.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	12,100.000	51,062.000	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	18,400.000	12,696.000	

	STARHILL GLOBAL REIT	41,600.000	23,088.000	
	SUNTEC REIT	61,000.000	90,280.000	
シンガポールドル	小計	1,256,806.000	1,864,959.870 (227,058,864)	
ニュージーランドドル	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	15,955.000	30,154.950	
ニュージーランドドル	小計	15,955.000	30,154.950 (2,770,637)	
ユーロ	AEDIFICA	2,555.000	179,488.750	
	ALTAREA	183.000	18,446.400	
	ASCENCIO	163.000	8,541.200	
	CARE PROPERTY INVEST	1,180.000	14,915.200	
	CARMILA	1,750.000	29,575.000	
	COLONIAL SFL SOCIMI SA	9,364.000	51,970.200	
	COVIVIO	1,516.000	80,196.400	
	GECINA SA	1,441.000	108,002.950	
	HAMBORNER REIT AG	1,894.000	8,305.190	
	ICADE	821.000	15,886.350	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	1,470.000	6,137.250	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	14,601.000	15,827.480	
	KLEPIERRE	6,108.000	240,288.720	
	MERCIALYS	2,602.000	31,224.000	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	12,004.000	180,780.240	
	MONTEA	592.000	40,256.000	
	NSI NV	359.000	5,959.400	
	RETAIL ESTATES	358.000	23,628.000	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	867.000	21,978.450	
	UNIBAIL-RODAMCO WESTFIELD	3,370.000	354,861.000	
	VASTNED NV	237.000	7,038.900	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	5,267.000	117,559.440	
	WERELDHAVE NV	1,002.000	19,178.280	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	1,074.000	29,642.400	
ユーロ	小計	70,778.000	1,609,687.200 (289,518,340)	
韓国ウォン	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	5,022.000	16,522,380.000	
	HANWHA REIT CO LTD	3,454.000	17,580,860.000	
	IGIS VALUE PLUS REIT CO LTD	1,623.000	5,664,270.000	
	JR REIT XXVII	5,547.000	5,883,432.370	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	1,173.000	4,862,085.000	
	LOTTE REIT CO LTD	4,071.000	14,716,665.000	
	SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	2,727.000	14,234,940.000	
	SK REITS CO LTD	5,284.000	28,956,320.000	
韓国ウォン	小計	28,901.000	108,420,952.370 (11,816,691)	
香港ドル	CHAMPION REIT	49,000.000	114,170.000	
	FORTUNE REIT	43,000.000	207,690.000	
	LINK REIT	71,800.000	2,808,816.000	
	PROSPERITY REIT	31,000.000	47,120.000	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST	24,000.000	55,920.000	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMEN	73,000.000	48,910.000	
香港ドル	小計	291,800.000	3,282,626.000 (65,225,779)	
投資証券	合計		7,459,196,090 (7,459,196,090)	
合計			7,459,196,090 (7,459,196,090)	

(注1) 投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 1 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2 合計欄における () 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 3銘柄	0.4%	—%	79.5%
	投資証券 128銘柄	—%	99.6%	
イギリスポンド	投資証券 27銘柄	—%	100.0%	4.3%
イスラエルシェケル	投資証券 3銘柄	—%	100.0%	0.2%
オーストラリアドル	株式 1銘柄	1.4%	—%	6.6%
	投資証券 27銘柄	—%	98.6%	
カナダドル	株式 1銘柄	1.1%	—%	1.2%
	投資証券 19銘柄	—%	98.9%	
シンガポールドル	投資証券 23銘柄	—%	100.0%	3.0%
ニュージーランドドル	株式 1銘柄	65.1%	—%	0.1%
	投資証券 1銘柄	—%	34.9%	
ユーロ	株式 2銘柄	3.0%	—%	4.0%
	投資証券 24銘柄	—%	97.0%	
韓国ウォン	投資証券 8銘柄	—%	100.0%	0.2%
香港ドル	投資証券 6銘柄	—%	100.0%	0.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2026年7月末現在)

「ブラックロック・つみたて・グローバルバランスファンド」

I 資産総額	63,087,401,310円
II 負債総額	154,675,013円
III 純資産総額(I - II)	62,932,726,297円
IV 発行済数量	31,948,979,821口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.9698円

(参考情報)

「国内債券インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	61,821,687,818円
II 負債総額	10,157,859円
III 純資産総額(I - II)	61,811,529,959円
IV 発行済数量	66,218,082,907口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	0.9335円

「先進国債券インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	69,333,613,368円
II 負債総額	835,695,967円
III 純資産総額(I - II)	68,497,917,401円
IV 発行済数量	37,788,085,623口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	1.8127円

「先進国株式インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	55,679,518,091円
II 負債総額	3,437,192円
III 純資産総額(I - II)	55,676,080,899円
IV 発行済数量	8,273,752,401口
V 1単位当たり純資産額(III/IV)	6.7292円

「先進国リート・インデックス・マザーファンド」

I 資産総額	7,877,017,351円
II 負債総額	206,363円
III 純資産総額(I－II)	7,876,810,988円
IV 発行済数量	2,257,208,170口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	3.4896円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 投資者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

投資者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 投資者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該投資者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている投資者（償還日以前において換金が行われた受益権にかかる投資者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として投資者とします。）に支払います。なお、当該投資者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している投資者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該投資者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金の受付、換金代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 資本金 | 3,120百万円 |
| ② 発行する株式の総数 | 36,000株 |
| ③ 発行済株式の総数 | 15,000株 |
| ④ 直近5ヵ年における主な資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) 委託会社の機構

① 経営の意思決定機構

<株主総会>

株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、利益処分承認、定款の変更等、会社法および定款の定めにしたがって重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、その執行について監督します。

<エグゼクティブ委員会他各委員会>

当社における適切な経営戦略の構築、業務執行体制の構築および業務運営の推進を目的として、エグゼクティブ委員会を設置します。また、その他各種委員会を設置し、業務の能率的運営および責任体制の確立を図っています。

② 運用の意思決定機構

投資委員会

- ・投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンスおよびリスク管理に関する重要事項を審議します。

運用担当部署

- ・各運用担当部署では、投資委員会の決定にしたがい、ファンドの個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通して運用を行います。

ポートフォリオ・マネジャー

- ・ポートフォリオ・マネジャーは、策定された運用計画に基づき、個別銘柄を選択し売買に関する指図を行います。

リスク管理

- ・委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務、第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2026年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	208	15,933,508
単位型株式投資信託	42	229,795
合計	250	16,163,303

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。）第2条及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2025年1月1日 至2025年12月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月2日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		18,849	17,307
立替金		40	40
前払費用		163	197
未収入金	※2	0	-
未収委託者報酬		2,623	3,298
未収運用受託報酬		3,431	3,776
未収収益	※2	1,933	5,942
為替予約		-	0
その他流動資産		-	-
流動資産計		27,042	30,563
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	408	341
器具備品	※1	334	260
有形固定資産計		742	601
無形固定資産			
ソフトウェア		7	113
無形固定資産計		7	113
投資その他の資産			
投資有価証券		32	31
長期差入保証金		820	824
前払年金費用		1,241	1,311
長期前払費用		3	18
繰延税金資産		955	1,002
投資その他の資産計		3,054	3,188
固定資産計		3,805	3,904
資産合計		30,847	34,467

(単位：百万円)

	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	85	149
未払金 ※ 2		
未払収益分配金	5	6
未払償還金	70	70
未払手数料	530	802
その他未払金	62	74
未払費用 ※ 2	1,243	1,421
未払消費税等	424	335
未払法人税等	2,223	2,679
為替予約	3	3
前受金	162	114
賞与引当金	2,330	2,637
役員賞与引当金	147	362
早期退職慰労引当金	129	62
流動負債計	7,420	8,721
固定負債		
退職給付引当金	103	107
資産除去債務	964	966
固定負債計	1,068	1,073
負債合計	8,488	9,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,054	14,368
利益剰余金合計	12,391	14,704
株主資本合計	22,359	24,672
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	0
評価・換算差額等合計	△0	0
純資産合計	22,359	24,672
負債・純資産合計	30,847	34,467

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	※ 1	10,459	11,226
その他営業収益	※ 1	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	※ 1	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	※ 1	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

(単位：百万円)

	第38期 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	△223	△46
当期純利益	6,822	8,913

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
2024年1月1日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	12, 632	12, 968	22, 936	△0	△0	22, 936
当期変動額											
剰余金の配当						△7, 400	△7, 400	△7, 400			△7, 400
当期純利益						6, 822	6, 822	6, 822			6, 822
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									△0	△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	12, 054	12, 391	22, 359	△0	△0	22, 359

第39期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					利益剰余金 合計
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359	△0	△0	22,359
当期変動額											
剰余金の配当						△ 6,600	△ 6,600	△ 6,600			△6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913			8,913
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									0	0	0
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313	0	0	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672	0	0	24,672

〔重要な会計方針〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

 其他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

（2）無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金の計上方法

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

（3）賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度

当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要になることを目指したリース会計基準が公表されました。

借手の会計処理として、すべてのリースを使用権の取得として捉えて使用権資産を貸借対照表に計上するとともに、借手のリース費用配分の方法については、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上するIFRS第16号と同様の単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852 百万円	2,926 百万円
器具備品	1,455 百万円	1,449 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189 百万円	247 百万円
その他未払金	54 百万円	53 百万円
未払費用	27 百万円	60 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
運用受託報酬	284 百万円	265 百万円
その他営業収益	6,381 百万円	6,500 百万円
委託調査費	1,222 百万円	1,441 百万円
事務委託費	2,430 百万円	2,543 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式(株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに掛かる未経過リース料は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1年以内	737 百万円	737 百万円
1年超	676 百万円	— 百万円
合計	1,413 百万円	737 百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。

営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いものについては含めておりません。

前事業年度 (2024年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	820	793	△27

当事業年度 (2025年12月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	787	△37

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	18,849	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	2,623	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,431	—	—	—
(4) 未収収益	1,933	—	—	—
合計	26,837	—	—	—

当事業年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	17,307	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	3,298	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	3,776	—	—	—
(4) 未収収益	5,942	—	—	—
合計	30,325	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	793	-	793

当事業年度（2025年12月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	787	-	787

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,834
勤務費用	397
利息費用	35
数理計算上の差異の発生額	25
退職給付の支払額	△390
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,901

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
年金資産の期首残高	3,500
期待運用収益	147
数理計算上の差異の発生額	△36
事業主からの拠出額	441
退職給付の支払額	△390
年金資産の期末残高	3,661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,798
年金資産	△3,661
	△862
非積立型制度の退職給付債務	103
未積立退職給付債務	△759
未認識数理計算上の差異	△400
未認識過去勤務費用	21
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138
退職給付引当金	103
前払年金費用	△1,241
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,138

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
勤務費用	397
利息費用	35
期待運用収益	△147
数理計算上の差異の費用処理額	62
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	344
特別退職金	128
合計	473

(注) 特別退職金は、特別損失の「特別退職金」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券74%、株式25%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
割引率	1.8%
長期期待運用収益率	3.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社で設けられていた、①旧退職金制度を引き続き有しています。当社は、2009年12月2日に旧ブラックロック・ジャパン株式会社との合併に伴い、旧ブラックロック・ジャパン株式会社における退職年金制度（②確定拠出年金制度及び③確定給付年金制度）を承継しました。また、2011年1月1日付で旧パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社から引き継いだ適格退職年金制度はキャッシュ・バランス型の③確定給付年金制度に移行しました。従って、2011年1月1日以降、①から③の三つの制度を有しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
退職給付債務の期首残高	2,901
勤務費用	399
利息費用	50
数理計算上の差異の発生額	△87
退職給付の支払額	△406
過去勤務費用の発生額	-
退職給付債務の期末残高	2,857

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
年金資産の期首残高	3,661
期待運用収益	128
数理計算上の差異の発生額	24
事業主からの拠出額	453
退職給付の支払額	△406
年金資産の期末残高	3,860

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

	当事業年度 (2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,750
年金資産	△3,860
	△1,110
非積立型制度の退職給付債務	107
未積立退職給付債務	△1,003
未認識数理計算上の差異	△218
未認識過去勤務費用	17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204
退職給付引当金	107
前払年金費用	△1,311
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,204

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
勤務費用	399
利息費用	50
期待運用収益	△128
数理計算上の差異の費用処理額	70
過去勤務費用の処理額	△3
確定給付制度に係る退職給付費用合計	387
特別退職金	160
合計	548

(注) 特別退職金は、一般管理費の「諸経費」に含めて計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年12月31日)
合同運用	100%
合計	100%

合同運用による年金資産の主な商品分類ごとの比率は、債券73%、株式26%及びその他1%となっております。

②長期期待運用収益率の算定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
割引率	3.1%
長期期待運用収益率	3.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、86百万円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	286	252
賞与引当金	713	807
資産除去債務	295	304
未払事業税	122	145
早期退職慰労引当金	39	19
退職給付引当金	31	33
その他	0	-
繰延税金資産合計	1,489	1,563
繰延税金負債		
前払年金費用	△380	△412
資産除去債務に対応する除去費用	△35	△27
その他	△117	△120
繰延税金負債合計	△533	△560
繰延税金資産の純額	955	1,002

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
固定資産－繰延税金資産	955	1,002

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.6 %	30.6 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.3
その他	0.1	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.0 %	32.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.72%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
期首残高	963	964
見積りの変更による増加額	-	-
時の経過による調整額	1	1
期末残高	964	966

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
委託者報酬	8,337 百万円	9,652 百万円
運用受託報酬	10,000 百万円	10,475 百万円
成功報酬 (注)	458 百万円	750 百万円
その他営業収益	19,213 百万円	23,370 百万円
合計	38,009 百万円	44,248 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに会計期間末において存在する顧客との契約から当会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	8,337	10,459	19,213	38,009

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
18,430	15,156	4,422	38,009

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,666	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,520	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他	合計
外部顧客営業収益	9,652	11,226	23,370	44,248

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
20,593	19,301	4,354	44,248

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連するセグメント名
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	6,765	投資運用業
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	10,527	投資運用業

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	284	未収収益	189
							受入 手数料	6,381		
							委託 調査費	1,222	未払費用	27
							事務 委託費	2,430		
親会社	ブラックロ ック・ジャパン・ ホールディング ス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ブラックロ ック・ファイナ ンシャル・マネジ メント・インク	米国 ニュー ヨーク州	1,190 百万 米ドル	投資 顧問業	(被所有) 間接 100	投資顧問 契約の 再委任等	運用 受託報酬	265	未収収益	247
							受入 手数料	6,500		
							委託 調査費	1,441	未払費用	60
							事務 委託費	2,543		
親会社	ブラックロ ック・ジャパン・ ホールディング ス合同会社	日本 東京都	1万円	持株会社	(被所有) 直接 100	株式の 保有等	通算税効果額	53	その他未払金	53

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	6,520	未収収益	1,174
							委託調査費	10		
							事務委託費	98		

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ アドバイザーズ	米国 カリフォル ニア州	1,000 米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	10,527	未収収益	4,864
							委託調査費	13		
							事務委託費	33		
同一の 親会社を 持つ会社	ブラックロ ック・ファンド・ マネジメン ト・カンパ ニー・エ スエー	ルクセン ブルク大公 国ルクセン ブルク市	500 千米ドル	投資 顧問業	なし	投資顧問 契約の 再委任等	受入手数料	1,344	未収収益	480

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 運用受託報酬については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (2) 受入手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (3) 委託調査費については、一般取引条件と同様に決定しております。
- (4) 事務委託費については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

ブラックロック・インク (ニューヨーク証券取引所に上場)
 ブラックロック・サターン・サブコ・エルエルシー (非上場)
 ブラックロック・ファイナンス・インク (非上場)
 ブラックロック・ホールドコ・2・インク (非上場)
 ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメン・インク (非上場)
 ブラックロック・インターナショナル・ホールディングス・インク (非上場)
 ビーアール・ジャージー・インターナショナル・ホールディングス・L.P. (非上場)
 ブラックロック・シンガポール・ホールドコ・ピーティーイー・リミテッド (非上場)
 ブラックロック・エイチケー・ホールドコ・リミテッド (非上場)
 ブラックロック・ルクス・フィンコ・エスエーアールエル (非上場)
 ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社 (非上場)

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
1 株当たり純資産額	1,490,611 円 39 銭	1,644,860 円 81 銭
1 株当たり当期純利益金額	454,844 円 60 銭	594,210 円 44 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)
当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	6,822	8,913
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000	15,000

【中間財務諸表】

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社（以下「当社」という。）の中間財務諸表、すなわち中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に定める第二種中間財務諸表として、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（2007年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自2026年1月1日 至2026年6月30日）の中間財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 財務諸表に記載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月3日

ブラックロック・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 若 林 亜 希

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているブラックロック・ジャパン株式会社の2026年1月1日から2026年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ブラックロック・ジャパン株式会社の2026年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		中間会計期間末 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	※2	19,184
立替金		43
前払費用		133
未収委託者報酬		4,290
未収運用受託報酬		2,769
未収収益		2,973
流動資産計		29,394
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1	862
器具備品	※1	218
有形固定資産計		1,081
無形固定資産		
ソフトウェア		99
無形固定資産計		99
投資その他の資産		
投資有価証券		30
長期差入保証金		824
前払年金費用		1,343
長期前払費用		13
繰延税金資産		660
投資その他の資産計		2,872
固定資産計		4,053
資産合計		33,447

(単位：百万円)

中間会計期間末
(2026年6月30日)

負債の部

流動負債

預り金	223
未払金	
未払収益分配金	6
未払償還金	70
未払手数料	1,229
その他未払金	91
未払費用	1,252
未払消費税等	597
未払法人税等	2,065
前受金	427
賞与引当金	1,497
役員賞与引当金	213
早期退職慰労引当金	97
為替予約	3

流動負債計	7,777
-------	-------

固定負債

退職給付引当金	114
資産除去債務	1,552
固定負債計	1,667

負債合計	9,444
------	-------

純資産の部

株主資本

資本金	3,120
資本剰余金	
資本準備金	3,001
その他資本剰余金	3,846
資本剰余金合計	6,847

利益剰余金	
-------	--

利益準備金	336
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	13,699
利益剰余金合計	14,035

株主資本合計	24,003
--------	--------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	0
評価・換算差額等合計	0

純資産合計	24,003
-------	--------

負債・純資産合計	33,447
----------	--------

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,711
運用受託報酬	8,372
その他営業収益	12,697
営業収益計	27,781
営業費用	
支払手数料	2,078
広告宣伝費	126
調査費	
調査費	196
委託調査費	6,366
調査費計	6,563
委託計算費	7
営業雑経費	
通信費	58
印刷費	41
諸会費	13
営業雑経費計	113
営業費用計	8,888
一般管理費	
給料	
役員報酬	410
給料・手当	3,022
賞与	1,997
給料計	5,430
退職給付費用	246
福利厚生費	620
事務委託費	4,283
交際費	29
旅費交通費	157
租税公課	186
不動産賃借料	402
水道光熱費	37
固定資産減価償却費	※1 147
資産除去債務利息費用	1
諸経費	333
一般管理費計	11,878
営業利益	7,014

(単位：百万円)

	中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業外収益	
受取利息	31
為替差益	77
その他	0
営業外収益計	109
営業外費用	
支払手数料	0
営業外費用計	0
経常利益	7,122
特別利益	
特別利益計	-
特別損失	
特別損失計	-
税引前中間純利益	7,122
法人税、住民税及び事業税	1,949
法人税等調整額	342
中間純利益	4,831

(3) 中間株主資本等変動計算書

中間会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
						繰越利益 剰余金					
当期首残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	14, 368	14, 704	24, 672	0	0	24, 672
当中間期変動額											
剰余金の配当						△5, 500	△5, 500	△5, 500			△5, 500
中間純利益						4, 831	4, 831	4, 831			4, 831
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									0	0	0
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	△668	△668	△668	0	0	△669
当中間期末残高	3, 120	3, 001	3, 846	6, 847	336	13, 699	14, 035	24, 003	0	0	24, 003

注 記 事 項
(重要な会計方針)

項 目	中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. 固定資産の減価償却方法</p> <p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価法を採用しております。</p> <p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(1) 貸倒引当金の計上方法 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金の計上方法</p> <p>① 旧退職金制度 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職制度に基づく給付額を保証しているため、中間会計期間末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。</p> <p>② 確定拠出年金制度 確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。</p> <p>③ 確定給付年金制度 キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。</p> <p>(3) 賞与引当金の計上方法 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(4) 役員賞与引当金の計上方法 役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

	<p>(5) 早期退職慰労引当金の計上方法</p> <p>早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。</p> <p>その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。</p> <p>成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。</p>
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>グループ通算制度の適用</p> <p>当社は、親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。</p>

(会計上の見積りの変更)

中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
(資産除去債務の見積りの変更)	
当中間会計期間において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上している資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、退去時に必要とされる原状回復費用の見積りを変更しました。この見積りの変更による増加額585百万円を、変更前の資産除去債務残高に加算しております。	
なお、この変更が当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。	

(中間貸借対照表関係)

中間会計期間 2026年6月30日	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物附属設備	2,989 百万円
器具備品	1,519 百万円
※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円
借入実行残高	—
差引額	3,500 百万円

(中間損益計算書関係)

中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	133 百万円
無形固定資産	13 百万円

(金融商品関係)

中間会計期間
自 2026年1月 1日
至 2026年6月30日

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達についてはグループ会社からの長期借入及び銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、顧客及び関係会社の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、個別に未収債権の回収可能性を管理する体制をしいております。

営業債務である未払手数料及び未払費用はその全てが1年以内の支払期日となっております。営業債務は流動性リスクに晒されていますが、当社では資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日（中間期の決算日）における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、金額的重要性が低いものは含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	824	786	△38

(注 1)

現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未収入金、未払手数料、未払費用、その他未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記述を省略しています。

(注 2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価等の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	786	-	786

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、期待現在価値法（確実性等価法）により、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、合理的に見積もった残存期間に対応するリスクフリーレートで現在価値に割り引いて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

(資産除去債務関係)

中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要	当事業所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法	使用見込期間を合理的に見積り、割引率は0.724%～1.476%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3. 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	966 百万円
見積りの変更による増加額	585 百万円
時の経過による調整額	1 百万円
中間会計期間末残高	<u>1,552</u> 百万円

(収益認識関係)

中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報	
委託者報酬	6,711 百万円
運用受託報酬	5,763 百万円
成功報酬 (注)	2,609 百万円
その他営業収益	12,697 百万円
合計	<u>27,781</u> 百万円
(注) 成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。	
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。	
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しています。	

(セグメント情報等)

中間会計期間
自 2026年1月 1日
至 2026年6月30日

1. セグメント情報

当社は主として投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	委託者 報酬	運用受託 報酬	その他	合計
外部顧客 営業収益	6,711	8,372	12,697	27,781

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

(単位：百万円)

日本	北米	その他	合計
14,854	10,632	2,293	27,781

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：百万円)

相手先	営業収益	関連する セグメント名
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	6,090	投資運用業
ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク	3,456	投資運用業
年金積立金管理運用独立行政法人	3,422	投資運用業

(1株当たり情報)

中間会計期間 自 2026年1月 1日 至 2026年6月30日	
1株当たり純資産額	1,600,227円12銭
1株当たり中間純利益	322,067円6銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の中間純利益	4,831 百万円
1株当たり中間純利益の算定に 用いられた普通株式に係る中間純利益	4,831 百万円
期中平均株式数	15,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として金融商品取引法施行令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の委託会社と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金融商品取引業等に関する内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

変更年月日	変更事項
2007年9月18日	証券業登録に伴う商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投資顧問株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	商号変更（「パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に変更）のため、定款変更を行いました。
2007年9月30日	公告の方法を変更するため、定款変更を行いました。
2007年12月27日	事業を営むことの目的を変更するため、定款変更を行いました。
2008年7月1日	グループ会社の1つであるパークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併し、それに伴い資本金の額を変更いたしました。
2008年7月1日	株式取扱規則に関する記述を追加するため、定款変更を行いました。
2009年6月22日	本店所在地変更のため、定款変更を行いました。
2009年12月2日	ブラックロック・ジャパン株式会社と合併 商号変更（「ブラックロック・ジャパン株式会社」に変更）および定款変更を行いました。
2011年4月1日	グループ会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併し、それに先立ち定款変更および資本金の額の変更を行いました。
2013年10月5日	MGPA Japan LLCより不動産投資関連の事業を譲受し、それに先立ち定款変更を行いました。
2014年12月1日	決算期を3月31日から12月31日に変更するため、定款変更を行いました。

追加型証券投資信託

ブラックロック・つみたて・
グローバルバランスファンド

約 款

ブラックロック・ジャパン株式会社

－ 運用の基本方針 －

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券市場を代表する指数で構成される複合インデックスに連動する投資成果を目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）への投資を通じて、国内外の債券および株式ならびに海外の不動産投資信託証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資対象ファンドへの投資を通じて、別に定める国内外の債券市場、株式市場ならびに海外の不動産投資信託証券（以下「リート」といいます。）市場を代表する指数（以下「対象指数」といいます。）で構成される複合インデックス（以下「複合インデックス」といいます。）に連動する投資成果を目指します。
- ② 国内債券、国内株式、先進国債券、先進国株式、新興国株式、先進国リートの6つの資産に投資します。
- ③ 投資信託証券への投資は、別に定める投資対象ファンドの受益証券の中から委託者の判断により決定します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑤ 投資対象ファンドにおいては、対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用することがあります。
- ⑥ ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド(BlackRock Asset Management North Asia Limited)に投資信託等への投資にかかる運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。
- ⑤ 以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）を行ないません。
 1. 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 2. 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的
 3. 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（原則として8月2日。休業日の場合は翌営業日）に、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額を分配対象額の範囲として分配を行ないます。分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

約 款

[信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項から第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込の勧誘の種類]

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第7条 委託者は、第2条に規定する信託によって生じた受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定により、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を原則として法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時の異なる受益権の内容]

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の申込単位および申込価額]

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。ただし、第36条第2項に規定する収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込については、これを受付けるものとします。
- ④ 受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込の場合には、1口につき1円とします。）の3.00%を上限とし、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 前2項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の申込価額は、原則として第31条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項および第3項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

- 第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

[投資の対象とする資産の種類]

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
- 1. 有価証券
 - 2. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - 3. 金銭債権（1. および2. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

[運用の指図範囲等]

- 第16条 委託者（第19条第1項に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第21条、第22

条、第26条から第29条までについて同じ。)は、信託金を、主として別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。)
4. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。)
5. コマーシャル・ペーパー
6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第1号から第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

[利害関係人等との取引等]

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。))または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第22条および第26条から第28条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図

をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

[運用の基本方針]

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

[運用の権限委託]

第19条 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：投資信託等への投資にかかる運用の指図の一部

商 号：ブラックロック・アセット・マネジメント・ノース・アジア・リミテッド
(BlackRock Asset Management North Asia Limited)

所 在 地：中華人民共和国 香港

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第34条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額および支弁の時期については、委託者と当該委託を受けた者との間で別に定めるものとします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等に、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

第20条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[公社債の借入れ]

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[外国為替予約の指図および範囲]

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

[信託業務の委託等]

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第19条第1項に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

[混蔵寄託]

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第27条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって

有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第31条 この信託の計算期間は、毎年8月3日から翌年8月2日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から平成30年8月2日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に規定する信託期間の終了日とします。

[信託財産に関する報告等]

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

[信託事務の諸経費および諸費用]

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息

(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 6. 公告に係る費用
 7. 他の信託との併合および信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の36.43の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の報酬額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第35条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子、配当金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金（第39条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

- 第37条 受託者は、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日および第36条第2項に規定する交付開始前までに、償還金については第36条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

- 第38条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

- 第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
- ② 前項にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求受付日が、別に定める日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、受託者に申し出て、この信託契約の一部を解約するものとします。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者が第3項に規定する一部解約の実行を受託者に対して申し出た場合には、受託者は、前項の一部解約の価額に解約された受益権の口数を乗じて得た金額を委託者に交付します。
- ⑥ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするとき、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑦ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑧ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第40条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 - ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第43条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第2項に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更等]

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[反対受益者の受益権買取請求の不適用]

第47条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第41条に規定する投資信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

[他の受益者の氏名等の開示の請求の制限]

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

[公告]

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。
www.blackrock.com/jp/
但し、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行ないます。

[運用状況に係る情報の提供]

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第36条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成30年 1 月10日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号
丸の内トラストタワー本館
ブラックロック・ジャパン株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号
みずほ信託銀行株式会社

付表

1. 運用の基本方針に規定する「別に定める国内外の債券市場、株式市場ならびに海外の不動産投資信託証券（「リート」）市場を代表する指数（「対象指数」）で構成される複合インデックス」は、以下の通りとします。対象指数のリターンに、委託者が定める各資産への基本投資割合を掛け合わせた複合インデックスを当ファンドのベンチマークとします。基本投資割合は、投資対象とする各資産の長期の期待収益率およびリスク等に応じて定期的に見直されます。その際、複合インデックスの変動リスクの水準をあらかじめ定めた目標値程度となるように基本投資割合を決定します。

対象指数
NOMURA-BPI総合
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、国内投信用円ベース)
MSCIコクサイ指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)
MSCIエマージング・マーケット指数(税引後配当込み、国内投信用、円建て)
S&P先進国REIT指数(除く日本、税引後配当込み、円換算ベース)

2. 運用の基本方針および約款第 16 条第 1 項に規定する「別に定める親投資信託の受益証券およびブラックロック・グループが運用する上場投資信託証券」（「投資対象ファンド」）とは、以下のものをいいます。なお、当該投資信託は、対象指数との連動性や運用上の効率性等を勘案し、委託者の判断により適宜、追加、除外または変更等の見直しを行なうことがあります。

投資対象ファンド

（親投資信託）

- 国内債券インデックス・マザーファンド
- 先進国債券インデックス・マザーファンド
- 先進国株式インデックス・マザーファンド
- 先進国リート・インデックス・マザーファンド

（上場投資信託証券）

- i シェアーズ・コア TOPIX ETF
- i シェアーズ MSCI コクサイ ETF
- i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF
- i シェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF

3. 約款第 12 条第 3 項および第 39 条第 2 項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。

- ニューヨークの銀行の休業日
- ロンドンの銀行の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休場日
- ロンドン証券取引所の休場日